

福岡県公報

平成二十八年十二月二十七日
第三千八百五十五号
増刊 ①

目次

条 例 (第四十六号―第六十号)

- 福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (人事課) ……………三
- 福岡県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 (人事課) ……………三八
- 福岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 (人事課) ……………三八
- 福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (人事課) ……………三九
- 福岡県債条例の一部を改正する条例 (財政課) ……………四一
- 地方活力向上地域における福岡県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例 (税務課) ……………四二
- 福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 (情報政策課) ……………四二
- 福岡県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例 (社会活動推進課) ……………四三
- 福岡県立アジア文化交流センター条例の一部を改正する条例 (文化振興課) ……………四三
- 福岡県都市公園条例の一部を改正する条例 (公園街路課) ……………四四
- 福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (教育庁教職員課) ……………四四
- 福岡県教育委員会事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (教育庁教職員課) ……………六四

公布された条例のあらまし

- 福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (警察本部警務課) ……………六四
- 福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例 (警察本部運転免許試験課) ……………九三
- 筑豊自動車運転免許試験場技能試験コース使用料条例の一部を改正する条例 (警察本部運転免許試験課) ……………九六

◇福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(総務部人事課)

1 福岡県人事委員会の議会及び知事に対する平成二十八年九月二十六日付けの給与等に関する報告及び勧告に鑑み、本県職員の給料表、期末・勤勉手当等の改定を行うこととした。

2 一 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、第一条中福岡県職員の給与に関する条例第十二条及び第十三条の改正規定、付則に第三十七項を加える改正規定並びに附則第四条及び第五条の規定は、平成二十九年四月一日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

三 関係条例の一部を改正することとした。

◇福岡県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(総務部人事課)

1 一般職の職員の期末・勤勉手当の状況に鑑み、特別職の職員の期末手当の額を改定することとした。

2 一 この条例は、公布の日から施行し、改正後の福岡県特別職の職員の給与等に関する条例の規定は、平成二十八年四月一日から適用することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

(総務部人事課)

1 雇用保険法等の一部を改正する法律の制定に伴い、雇用保険法で定められる失業等

給付に準じて支給する失業者の退職手当を改めるとともに、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定による市町村立学校職員給与負担法の一部改正により県から指定都市へ事務・権限が移譲されたことに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一の条例は、平成二十九年一月一日から施行することとした。ただし、第十八条第六項の改正規定は、平成二十九年四月一日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(総務部人事課)

1 地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定により、旅券法及び都市計画法に基づく知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとするほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一の条例は、平成二十九年四月一日から施行することとした。ただし、別表一の二の項口中「公告」の下に「又はインターネットの利用による公表」を加える改正規定は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

三 関係条例の一部を改正することとした。

◇福岡県県債条例の一部を改正する条例

(総務部財政課)

1 現在の歴史的な低金利環境下において、一層有利な資金調達を図るため、県債証券について、額面金額を超える発行価額での発行を可能とするほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇地方活力向上地域における福岡県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

(総務部税務課)

1 地域再生法の一部を改正する法律の制定に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(企画・地域振興部情報政策課)

1 個人情報情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第一条第五号に規定する政令で定める日から施行することとした。

◇福岡県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

(人づくり・県民生活部社会活動推進課)

1 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の制定により、仮認定特定非営利活動法人の名称が改められたこと等に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

◇福岡県立アジア文化交流センター条例の一部を改正する条例

(人づくり・県民生活部文化振興課)

1 福岡県立アジア文化交流センターの開館時間を一部延長することに伴い、当該延長に係る施設使用料の額を定めるとともに、道路交通法の一部を改正する法律の制定により自動車の種類として準中型自動車の新設されたことに伴い、準中型自動車に係る駐車場使用料の上限を定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一の条例中別表の一の改正規定及び次項の規定は平成二十九年一月四日から、別表の三の改正規定は同年三月十二日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県都市公園条例の一部を改正する条例

(建築都市部公園街路課)

1 道路交通法の一部を改正する法律の制定により、自動車の種類として準中型自動車が新設されたことに伴い、準中型自動車に係る駐車場の利用料金の上限を定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成二十九年三月十二日から施行することとした。

◇福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(教育庁教職員課)

1 福岡県人事委員会の議会及び知事に対する平成二十八年九月二十六日付けの給与等に関する報告及び勧告に鑑み、本県公立学校職員の給料表、勤勉手当等の改定を行うとともに、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定による市町村立学校職員給与負担法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、第二条、第四条、第十二条及び第十三条の改正規定並びに附則第四条の規定は、平成二十九年四月一日から施行することとした。
二 所要の経過措置を設けることとした。
三 関係条例の一部を改正することとした。

◇福岡県教育委員会事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(教育庁教職員課)

1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定による市町村立学校職員給与負担法の一部改正により、指定都市が設置する義務教育諸学校の教職員に係る給与等を指定都市の負担とすることとされたことに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成二十九年四月一日から施行することとした。

◇福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(警察本部警務課)

1 福岡県人事委員会の議会及び知事に対する平成二十八年九月二十六日付けの給与等に関する報告及び勧告に鑑み、本県警察職員の給料表、勤勉手当等の改定を行うこととした。

2 一 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、第十一条及び第十二条の改正規定、付則に第三十三項を加える改正規定並びに附則第四条及び第五条の規定は、平成二十九年四月一日から施行することとした。
二 所要の経過措置を設けることとした。

三 関係条例の一部を改正することとした。

◇福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

(警察本部運転免許試験課)

1 道路交通法の一部を改正する法律等の制定により、運転免許に関する事務が新設されたこと等に伴い、これらの手数料の徴収について必要な事項を定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、平成二十九年三月十二日から施行することとした。
二 所要の経過措置を設けることとした。

◇筑豊自動車運転免許試験場技能試験コース使用料条例の一部を改正する条例

(警察本部運転免許試験課)

1 道路交通法の一部を改正する法律の制定により、自動車の種類として準中型自動車等新設されたことに伴い、準中型自動車に係る技能試験コースの使用料の額を定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成二十九年三月十二日から施行することとした。

条 例

福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月二十七日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第四十六号

福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(福岡県職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 福岡県職員の給与に関する条例(昭和三十三年福岡県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十条の二第一項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第一号中「三十万八千七百円」を「三十万九千円」に改め、同項第三号中「三万四百円」を「三万五百円」に改める。

第十二条第一項に次のただし書を加える。
ただし、次項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族(以

下「扶養親族である配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員(以下「行八級以上職員等」という。)に対しては、支給しない。

第十二条第二項第二号中「及び孫」を削り、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫
第十二条第三項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、扶養親族である配偶者、父母等については一人につき六千五百円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員(以下「行七級職員等」という。))にあつては、三千五百円)、前項第二号に該当する扶養親族(以下「扶養親族である子」という。))については一人につき一万円とする。

第十三条第一項中「がある場合又は職員に次の各号の一に該当する」を「(行八級以上職員等にあつては、扶養親族である子に限る。))がある場合、行八級以上職員等から行八級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族である配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる」に改め、「(新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第一号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」を削り、同項第一号中「場合」の下に「(行八級以上職員等に扶養親族である配偶者、父母等としての要件を具備するに至つた者がある場合を除く。)」を加え、同項第二号中「前条第二項第二号又は第四号」を「扶養親族である子又は前条第二項第三号若しくは第五号」に改め、「至つた場合」の下に「及び行八級以上職員等に扶養親族である配偶者、父母等としての要件を欠くに至つた者がある場合」を加え、同項第三号及び第四号を削り、同条第二項中「(扶養親族」の下に「(行八級以上職員等にあつては、扶養親族である子に限る。))」を加え、「扶養親族」を「行八級以上職員等から行八級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族である配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族である子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行八級以上

職員等以外の職員となつた日、職員に扶養親族(行八級以上職員等にあつては、扶養親族である子に限る。))で同項の規定による届出に係るもの」に改め、「ない」の下に「場合においてその」を加え、「前項第一号」を「同項第一号」に、「生じた場合において」を「生じたときは」に改め、「死亡した日」の下に「行八級以上職員等以外の職員から行八級以上職員等となつた職員に扶養親族である配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行八級以上職員等となつた日」を、「の扶養親族」の下に「(行八級以上職員等にあつては、扶養親族である子に限る。))」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第一号又は第三号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

一 扶養手当を受けている職員に更に第一号に掲げる事実が生じた場合

二 扶養手当を受けている職員の扶養親族(行八級以上職員等にあつては、扶養親族である子に限る。))で第一項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至つた場合

三 扶養親族である配偶者、父母等及び扶養親族である子で第一項の規定による届出に係るものがある行八級以上職員等が行八級以上職員等以外の職員となつた場合

四 扶養親族である配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある行七級職員等が行七級職員等及び行八級以上職員等以外の職員となつた場合

五 扶養親族である配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るもの及び扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行八級以上職員等以外のものが行八級以上職員等となつた場合

六 扶養親族である配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある職員で行七級職員等及び行八級以上職員等以外のものが行七級職員等となつた場合

七 職員の扶養親族である子で第一項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合

第二十二條第二項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第一号中「百分の八十」を「百分の八十五」に、「百分の百」を「百分の百五」に改め、同項第二号中「百分の三十七・五」を「百分の四十」に、「百分の四十七・五」を「百分の五十」に改める。

付則に次の一項を加える。

37 別表第四ホ研究職給料表級別標準職務表四級の項第三号の規定は、再任用職員には適用しない。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第1 (第6条関係) 行政職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	407,300	457,600	520,900
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	409,700	460,700	523,800
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	412,200	463,700	526,900
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	414,600	466,700	530,000
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	416,500	469,700	533,100
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	418,800	472,700	535,400
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	420,900	475,700	537,900
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	423,100	478,800	540,300
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	425,100	481,500	542,700
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	427,200	484,600	544,500
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	429,300	487,600	546,300
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	431,400	490,700	548,200
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	433,100	493,400	549,900
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	434,900	495,700	551,300
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	436,900	498,000	552,600
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	438,900	500,300	553,700
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	440,800	502,400	555,000
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	442,600	503,800	556,000
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	444,400	505,300	556,900
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	446,100	506,700	557,800
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	447,900	507,900	558,700
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	449,400	509,300	
	23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	450,800	510,800	
	24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	452,300	512,300	
	25	178,200	234,100	266,000	309,000	337,700	366,900	453,700	513,400	
	26	179,900	235,800	267,900	311,100	339,600	368,800	455,000	514,500	
	27	181,600	237,300	269,700	313,200	341,500	370,800	456,300	515,700	
	28	183,300	238,900	271,500	315,200	343,400	372,800	457,500	516,900	
	29	184,800	240,300	273,200	317,100	345,100	374,300	458,500	517,900	
	30	186,600	241,800	275,100	319,100	347,000	376,100	459,200	518,800	
	31	188,400	243,400	277,000	321,200	348,900	377,900	460,000	519,700	
	32	190,100	244,800	278,700	323,300	350,700	379,500	460,700	520,600	
	33	191,700	246,300	280,400	324,700	352,600	381,300	461,400	521,400	
	34	193,200	247,800	282,300	326,700	354,400	384,000	462,200	522,300	
	35	194,700	249,100	284,100	328,600	356,200	386,600	462,900	523,000	
	36	196,200	250,500	286,000	330,700	357,900	389,300	463,500	523,500	
	37	198,700	252,000	287,600	332,600	359,300	391,700	464,000	524,200	
	38	200,500	253,700	289,300	334,500	360,600	394,000	464,600	524,800	
	39	202,300	255,400	291,100	336,500	362,000	396,200	465,200	525,600	
	40	204,100	257,200	292,900	338,400	363,400	398,600	465,800	526,200	
	41	205,800	258,800	294,600	340,300	366,900	400,400	466,300	526,700	
	42	207,600	260,600	296,300	342,200	368,800	402,400	466,800		
	43	209,400	262,300	297,900	344,000	370,800	404,300	467,200		
	44	211,200	264,000	299,500	345,900	372,800	406,100	467,500		

再任 用職 員以 外の 職員	45	212,600	266,000	301,000	347,400	374,300	408,000	467,800
	46	214,400	267,900	303,100	348,800	376,100	409,800	
	47	216,100	269,700	305,100	350,300	377,900	411,600	
	48	217,900	271,500	307,200	351,800	379,500	413,500	
	49	219,600	273,200	309,000	353,400	381,300	415,300	
	50	221,300	275,100	311,100	354,200	382,700	416,800	
	51	222,900	277,000	313,200	355,400	384,200	418,300	
	52	224,500	278,700	315,200	356,400	385,800	419,900	
	53	226,000	280,400	317,100	359,300	387,200	421,500	
	54	227,700	282,300	319,100	360,600	388,400	422,800	
	55	229,300	284,100	321,200	362,000	389,600	424,100	
	56	230,900	286,000	323,300	363,400	390,700	425,300	
	57	232,200	287,600	324,700	364,700	391,800	426,500	
	58	233,700	289,300	326,700	365,600	393,000	427,800	
	59	235,100	291,100	328,600	366,700	394,200	429,100	
	60	236,400	292,900	330,700	367,800	395,300	430,300	
	61	237,700	294,600	332,600	368,600	396,000	431,500	
	62	238,900	296,300	334,500	369,500	396,700	432,300	
	63	239,900	297,900	336,500	370,400	397,400	433,100	
	64	241,100	299,500	338,400	371,300	398,100	433,900	
	65	242,400	301,200	340,300	372,200	398,700	434,500	
	66	243,600	302,900	342,200	373,000	399,300	435,200	
	67	244,800	304,500	344,000	373,800	399,800	435,900	
	68	246,100	306,200	345,900	374,600	400,200	436,600	
	69	247,000	307,300	347,400	375,300	400,600	437,400	
	70	248,400	308,800	348,800	376,000	400,900	438,200	
	71	249,800	310,300	350,300	376,700	401,200	438,600	
	72	251,300	311,900	351,800	377,400	401,500	439,300	
	73	252,700	313,500	353,400	377,900	401,800	439,800	
	74	254,100	315,100	354,200	378,500	402,100	440,200	
	75	255,500	316,700	355,400	379,100	402,400	440,600	
	76	256,800	318,200	356,400	379,800	402,700	441,000	
	77	258,000	319,700	357,300	380,200	403,000	441,400	
	78	259,300	320,900	358,400	380,900	403,300	441,800	
	79	260,700	322,100	359,300	381,500	403,600	442,200	
	80	262,000	323,300	360,400	382,100	403,900	442,500	
	81	263,300	324,000	361,300	382,500	404,200	442,800	
	82	264,400	324,900	362,000	383,100	404,500	443,200	
	83	265,700	325,700	362,700	383,700	404,800	443,500	
	84	267,000	326,500	363,400	384,300	405,100	443,800	
	85	268,000	327,400	363,800	384,700	405,300	444,100	
	86	269,100	327,800	364,400	385,200	405,600		
	87	270,400	328,500	365,100	385,700	405,900		
	88	271,700	329,300	365,800	386,300	406,200		
	89	272,800	330,100	366,100	386,600	406,400		
	90	273,800	330,800	366,800	387,000	406,700		
	91	274,800	331,500	367,500	387,400	407,000		
	92	275,900	332,200	368,200	387,800	407,200		

93	277, 100	332, 700	368, 500	388, 100	407, 400
94		333, 300	369, 100	388, 400	407, 700
95		333, 800	369, 800	388, 700	408, 000
96		334, 400	370, 400	389, 000	408, 200
97		334, 700	370, 700	389, 200	408, 400
98		335, 200	371, 300	389, 500	408, 700
99		335, 600	372, 000	389, 800	409, 000
100		336, 100	372, 600	390, 000	409, 200
101		336, 500	373, 000	390, 200	409, 400
102		337, 000	373, 500	390, 500	409, 700
103		337, 500	374, 100	390, 800	410, 000
104		338, 000	374, 600	391, 000	410, 200
105		338, 300	375, 100	391, 200	410, 400
106		338, 700	375, 700	391, 500	
107		339, 200	376, 200	391, 800	
108		339, 600	376, 500	392, 000	
109		339, 900	376, 900	392, 200	
110		340, 300	377, 400	392, 500	
111		340, 800	377, 800	392, 800	
112		341, 200	378, 200	393, 000	
113		341, 400	378, 600	393, 200	
114		341, 800	379, 100	393, 500	
115		342, 300	379, 500	393, 800	
116		342, 700	379, 900	394, 000	
117		342, 800	380, 200	394, 200	
118		343, 300	380, 600	394, 500	
119		343, 700	381, 000	394, 800	
120		344, 000	381, 400	395, 000	
121		344, 300	381, 700	395, 200	
122		344, 700	382, 100		
123		345, 100	382, 500		
124		345, 500	382, 800		
125		346, 000	383, 100		
126		346, 400	383, 500		
127		346, 800	383, 800		
128		347, 200	384, 100		
129		347, 700	384, 400		
130		348, 100	384, 700		
131		348, 400	385, 000		
132		348, 700	385, 300		
133		349, 200	385, 600		
134			385, 900		
135			386, 200		
136			386, 500		
137			386, 700		
138			387, 000		
139			387, 300		
140			387, 500		

	141			387,700						
再任用職員		214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000	389,100	440,200	520,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第6条関係）医療職給料表

イ 医療職給料表(一)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	245,200	330,500	395,500	470,600
	2	247,700	333,500	398,400	472,900
	3	250,200	336,400	401,300	475,100
	4	252,700	339,400	404,100	477,400
	5	255,000	342,100	406,800	479,700
	6	258,800	345,400	409,500	481,900
	7	262,600	348,500	412,300	484,100
	8	266,400	351,600	415,000	486,300
	9	270,000	354,500	417,500	488,300
	10	274,000	357,400	420,200	490,400
	11	278,000	360,500	422,900	492,500
	12	282,000	363,700	425,600	494,600
	13	285,800	366,700	428,000	496,700
	14	289,800	370,300	430,500	498,800
	15	293,700	373,500	432,900	500,900
	16	297,600	377,200	435,400	503,000
	17	301,400	380,800	437,600	505,100
	18	305,000	383,500	440,000	507,100
	19	308,500	386,300	442,400	509,100
	20	312,100	389,000	444,800	511,100
	21	315,700	391,900	446,600	512,900
	22	319,400	394,500	449,000	514,700
	23	322,900	397,100	451,400	516,600
	24	326,400	399,500	453,700	518,500
	25	329,900	401,800	455,800	520,200
	26	332,700	404,100	458,100	522,000
	27	335,300	406,400	460,300	523,800
	28	337,900	408,700	462,600	525,600
	29	340,700	411,000	464,800	527,400
	30	342,800	413,100	467,100	529,200
	31	345,000	415,100	469,400	531,000
	32	347,400	417,200	471,600	532,800
	33	349,700	419,300	473,600	534,400
	34	352,100	421,200	475,700	536,200
	35	354,300	423,200	477,800	537,900
	36	356,800	425,200	479,900	539,700
	37	359,200	427,200	482,000	541,300
	38	361,600	429,200	483,800	542,900
	39	364,000	431,200	485,600	544,300
	40	366,200	433,200	487,400	545,900
	41	368,500	435,100	489,100	547,400
	42	369,900	436,900	490,900	548,800
	43	371,400	438,600	492,700	550,200
	44	372,800	440,400	494,500	551,500

	45	374,300	442,300	496,100	552,700
	46	375,700	444,100	497,800	553,700
	47	377,200	445,900	499,600	554,700
	48	378,700	447,600	501,400	555,700
	49	379,900	449,400	503,000	556,700
	50	380,900	451,100	504,300	557,600
	51	381,900	452,900	505,600	558,500
	52	382,800	454,700	506,900	559,400
	53	383,800	456,600	508,100	560,200
	54	384,700	457,800	509,400	561,100
	55	385,600	459,000	510,700	562,000
	56	386,500	460,200	512,000	562,900
再任用職員以外の職員	57	387,400	461,400	513,000	563,800
	58	388,300	462,400	513,800	564,700
	59	389,100	463,400	514,600	565,600
	60	389,900	464,400	515,400	566,300
	61	390,600	465,200	516,300	567,200
	62	391,100	465,900	517,100	568,100
	63	391,500	466,600	518,000	569,000
	64	392,000	467,300	518,800	569,900
	65	392,300	468,000	519,700	570,800
	66		468,700	520,600	
	67		469,400	521,300	
	68		470,100	522,200	
	69		470,500	523,100	
	70		471,200	523,900	
	71		471,900	524,800	
	72		472,600	525,700	
	73		473,000	526,500	
	74		473,600	527,400	
	75		474,300	528,300	
	76		475,000	529,000	
	77		475,400	529,800	
	78		476,000	530,700	
	79		476,600	531,600	
	80		477,100	532,500	
	81		477,700	533,300	
	82		478,200	534,200	
	83		478,700	535,100	
	84		479,200	536,000	
	85		479,600	536,800	
	86		480,200	537,700	
	87		480,600	538,600	
	88		481,100	539,500	
	89		481,600	540,300	
	90		482,200		
	91		482,800		
	92		483,200		

	93		483,700		
	94		484,300		
	95		484,900		
	96		485,500		
	97		486,000		
再任用職員		295,400	337,800	392,200	465,200

備考 この表は、本庁、医療機関等（病院、保健福祉環境事務所、保健環境研究所等をいう。以下同じ。）に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(二)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	146,500	184,400	219,800	245,900	278,100	325,500	370,300	436,400
	2	147,900	186,000	221,400	247,300	280,100	327,500	373,000	439,000
	3	149,300	187,600	223,000	248,500	282,300	329,700	375,600	441,500
	4	150,700	189,200	224,600	249,900	284,400	331,900	378,300	444,100
	5	151,900	190,700	226,000	251,100	286,600	333,900	380,700	446,500
	6	153,700	192,300	227,600	252,300	288,700	336,100	383,400	449,000
	7	155,400	193,900	229,100	253,500	290,800	338,200	386,000	451,500
	8	157,100	195,400	230,700	254,600	292,900	340,400	388,700	454,000
	9	158,800	197,000	232,000	255,900	294,900	342,300	390,800	456,400
	10	160,500	198,700	233,500	256,900	297,100	344,400	393,100	458,800
	11	162,200	200,300	234,900	257,900	299,200	346,600	395,300	461,400
	12	164,000	202,000	236,100	258,900	301,400	348,700	397,500	463,800
	13	165,500	203,600	237,800	260,200	303,600	350,300	399,600	466,300
	14	167,400	205,200	239,200	261,700	305,500	352,300	401,600	467,800
	15	169,400	206,800	240,400	263,300	307,600	354,200	403,600	469,100
	16	171,300	208,400	241,800	264,800	309,600	356,200	405,700	470,400
	17	173,200	209,900	242,900	266,300	311,700	358,100	407,500	471,600
	18	175,100	211,500	244,100	268,100	313,700	360,100	409,500	472,900
	19	176,900	213,200	245,300	269,900	315,800	362,100	411,400	474,200
	20	178,800	214,900	246,500	271,700	317,900	364,100	413,500	475,500
	21	180,700	216,200	247,900	273,500	319,800	365,900	415,300	476,700
	22	182,200	217,700	248,900	275,300	321,800	367,900	416,900	478,100
	23	183,700	219,100	249,900	277,100	323,700	370,000	418,500	479,500
	24	185,200	220,600	251,000	278,800	325,700	372,100	420,000	480,700
	25	186,800	222,000	252,200	280,600	327,600	373,500	421,500	482,100
	26	188,300	223,400	253,600	282,500	329,500	375,300	422,800	483,400
	27	189,800	224,700	255,000	284,400	331,500	377,100	424,100	484,800
	28	191,200	226,000	256,500	286,200	333,500	378,800	425,400	486,200
	29	192,700	227,400	257,900	288,200	335,000	380,600	426,700	487,600
	30	194,000	228,800	259,600	290,000	336,800	382,100	427,900	488,700
	31	195,300	230,300	261,300	291,800	338,500	383,700	429,100	489,800
	32	196,600	231,700	262,900	293,700	340,300	385,400	430,200	490,900
	33	198,000	233,000	264,400	295,400	342,000	386,700	431,400	492,000
	34	199,400	234,300	266,200	297,100	343,800	388,000	432,600	492,900
	35	200,800	235,300	267,900	298,900	345,700	389,300	433,800	493,800
	36	202,200	236,600	269,600	300,700	347,500	390,500	435,000	494,700
	37	203,300	238,000	271,100	302,200	349,300	391,600	436,300	495,700
	38	204,600	239,300	272,800	303,900	351,000	392,800	437,100	
	39	205,900	240,400	274,500	305,500	352,600	393,900	437,500	
	40	207,200	241,700	276,100	307,100	354,300	395,000	438,200	
	41	208,400	243,000	277,800	308,900	355,500	395,800	438,700	
	42	209,600	244,200	279,400	310,600	356,600	396,600	439,100	
	43	210,800	245,400	281,100	312,200	357,800	397,400	439,500	
	44	212,000	246,500	282,800	313,900	359,000	398,200	439,900	

	45	213,200	247,600	284,300	315,000	360,200	398,600	440,300
	46	214,300	249,000	286,000	316,400	361,000	399,200	440,700
	47	215,300	250,500	287,700	317,900	362,200	399,700	441,100
	48	216,400	251,900	289,300	319,500	363,300	400,100	441,400
	49	217,400	253,500	290,700	320,900	364,300	400,500	441,700
	50	218,400	254,900	292,300	322,200	365,300	400,800	442,100
	51	219,300	256,300	293,700	323,400	366,300	401,100	442,400
	52	220,300	257,600	295,300	324,700	367,300	401,400	442,700
	53	220,900	258,700	296,700	325,800	368,100	401,700	443,000
	54	221,800	260,100	298,200	326,800	368,900	402,000	
	55	222,500	261,500	299,600	327,900	369,800	402,300	
	56	223,500	262,800	301,100	328,900	370,700	402,600	
	57	224,200	263,800	302,300	329,400	371,200	402,900	
	58	225,100	265,100	303,500	330,300	372,000	403,200	
	59	225,800	266,400	304,700	331,100	372,800	403,500	
	60	226,600	267,700	306,100	332,000	373,600	403,900	
	61	227,500	268,600	307,400	332,800	374,000	404,100	
	62	228,300	269,800	308,600	333,100	374,700	404,400	
	63	229,200	271,100	309,900	333,700	375,400	404,700	
	64	230,300	272,400	311,100	334,400	376,100	405,000	
	65	230,900	273,400	312,500	335,000	376,500	405,200	
	66	231,700	274,500	313,300	335,700	377,100	405,500	
	67	232,500	275,500	314,100	336,400	377,800	405,800	
	68	233,300	276,600	314,900	337,100	378,400	406,000	
	69	234,000	277,700	315,500	337,800	378,800	406,200	
	70	234,700	278,700	316,200	338,300	379,300	406,500	
	71	235,400	279,800	316,900	338,900	379,800	406,800	
	72	236,000	280,900	317,500	339,500	380,300	407,000	
	73	236,700	281,700	318,200	339,800	380,900	407,200	
	74	237,500	282,400	318,400	340,400	381,400	407,500	
	75	238,300	282,900	319,000	340,900	382,000	407,800	
	76	239,000	283,700	319,600	341,500	382,600	408,000	
	77	239,600	284,500	320,200	342,000	383,100	408,200	
	78	240,200	285,100	320,700	342,500	383,600	408,500	
	79	240,800	285,700	321,200	343,000	384,100	408,800	
	80	241,400	286,300	321,700	343,400	384,600	409,000	
	81	241,700	287,000	322,300	343,700	384,900	409,200	
	82	242,100	287,500	322,800	344,000	385,400		
	83	242,500	287,900	323,200	344,400	385,800		
	84	242,900	288,300	323,700	344,700	386,200		
	85	243,300	288,500	324,200	345,200	386,600		
	86		288,700	324,600	345,500	387,000		
	87		288,900	324,800	345,800	387,400		
	88		289,100	325,200	346,100	387,800		
	89		289,500	325,600	346,500	388,100		
	90		289,700	326,000	346,800	388,500		
	91		289,900	326,400	347,200	388,900		
	92		290,100	326,800	347,500	389,200		

再任用職員以外の職員

	93		290,500	327,100	347,900	389,500			
	94		290,700	327,300	348,200	389,900			
	95		290,900	327,700	348,500	390,200			
	96		291,200	328,000	348,800	390,500			
	97		291,600	328,200	349,100	390,800			
	98		291,900	328,500	349,500	391,100			
	99		292,100	328,800	349,900	391,400			
	100		292,400	329,100	350,300	391,700			
	101		292,700	329,300	350,800	392,000			
	102		292,900	329,600	351,200				
	103		293,100	330,000	351,600				
	104		293,400	330,200	352,000				
	105		293,700	330,300	352,500				
	106			330,600					
	107			331,000					
	108			331,200					
	109			331,400					
	110			331,800					
	111			332,200					
	112			332,600					
	113			332,800					
再任用職員		187,900	214,500	242,700	256,100	281,300	322,000	364,200	425,700

備考 この表は、本庁、病院、保健福祉環境事務所、家畜保健衛生所等に勤務する獣医師、薬剤師、診療放射線技師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	160,100	187,600	236,000	258,900	284,100	328,800
	2	161,500	189,700	237,800	259,900	285,900	330,900
	3	163,000	191,800	239,600	260,800	287,700	333,000
	4	164,400	193,800	241,400	261,900	289,600	335,200
	5	165,900	195,900	242,800	262,700	291,400	337,300
	6	167,400	198,200	244,100	263,700	293,200	339,400
	7	168,900	200,500	245,300	264,500	295,100	341,600
	8	170,400	202,800	246,600	265,500	296,900	343,700
	9	171,700	205,200	247,700	266,600	298,800	345,300
	10	173,400	206,600	248,800	267,400	300,700	347,300
	11	175,000	208,000	249,700	268,500	302,500	349,200
	12	176,600	209,400	250,600	269,700	304,400	351,200
	13	178,100	210,800	251,900	271,000	306,100	353,200
	14	180,100	212,300	253,000	272,300	307,700	355,300
	15	182,100	213,800	253,800	273,500	309,500	357,400
	16	184,100	215,000	254,800	275,000	311,300	359,400
	17	186,300	216,400	255,600	276,300	313,100	361,400
	18	188,400	217,900	256,500	277,700	314,700	363,400
	19	190,500	219,400	257,500	278,900	316,400	365,500
	20	192,600	220,900	258,400	280,300	318,100	367,600
	21	194,700	222,300	259,300	281,900	319,600	369,300
	22	196,900	224,000	260,300	283,500	321,100	371,400
	23	199,100	225,700	261,200	285,000	322,700	373,500
	24	201,300	227,400	262,200	286,400	324,200	375,500
	25	203,300	228,800	263,400	287,700	325,800	377,500
	26	204,600	230,500	264,700	289,500	327,200	379,100
	27	205,900	232,200	265,900	291,300	328,700	381,000
	28	207,200	233,900	267,200	293,000	330,300	382,900
	29	208,400	235,500	268,400	294,600	331,600	384,700
	30	209,600	236,900	269,900	296,200	333,100	386,400
	31	210,900	238,200	271,500	297,800	334,500	388,300
	32	212,100	239,300	272,900	299,500	336,000	390,100
	33	213,400	240,600	274,500	300,900	337,600	391,800
	34	214,700	241,700	276,000	302,400	339,100	393,500
	35	216,000	242,600	277,300	304,000	340,700	395,300
	36	217,300	243,700	278,600	305,600	342,200	397,000
	37	218,700	244,800	280,200	307,100	343,900	398,600
	38	220,100	245,900	281,600	308,500	345,500	400,300
	39	221,400	246,800	283,100	310,000	347,000	402,100
	40	222,800	247,900	284,500	311,600	348,600	403,900
	41	223,800	248,600	286,100	313,200	349,800	405,400
	42	225,200	249,500	287,600	314,600	351,300	406,900
	43	226,600	250,400	289,100	316,000	352,800	408,400
	44	228,000	251,300	290,700	317,500	354,200	409,700

	45	229,200	252,100	292,000	318,500	355,800	410,800
	46	230,600	253,100	293,400	319,900	356,800	411,900
	47	231,900	254,000	294,900	321,300	358,300	413,000
	48	233,200	255,000	296,400	322,800	359,600	414,200
	49	234,300	256,000	297,700	323,900	361,000	415,500
	50	235,400	257,200	299,000	325,300	362,400	416,600
	51	236,400	258,400	300,300	326,600	363,700	417,800
	52	237,500	259,600	301,700	327,900	365,100	418,900
	53	238,600	260,700	303,200	329,300	366,600	420,100
	54	239,700	262,200	304,500	330,700	367,800	421,100
	55	240,700	263,600	305,900	332,100	368,900	422,200
	56	241,700	265,000	307,300	333,400	370,100	423,300
	57	242,600	266,600	308,300	334,300	371,200	424,400
	58	243,600	268,200	309,500	335,600	372,100	424,900
	59	244,300	269,700	310,700	336,800	373,100	425,500
	60	245,300	271,200	312,100	338,100	374,100	425,900
	61	246,200	272,600	313,200	339,200	374,700	426,500
	62	247,200	274,100	314,500	340,100	375,500	427,000
	63	248,000	275,600	315,800	341,300	376,300	427,400
	64	249,000	276,900	317,000	342,600	377,100	427,900
	65	249,900	278,500	318,300	343,700	377,800	428,500
	66	250,900	280,000	319,600	344,900	378,500	428,900
	67	252,000	281,500	320,900	346,100	379,300	429,200
	68	252,900	283,000	322,200	347,200	380,000	429,500
	69	253,700	284,100	322,900	348,200	380,600	429,900
	70	254,800	285,600	324,000	349,200	381,200	430,300
	71	255,900	287,100	325,100	350,300	381,900	430,600
	72	257,100	288,500	326,000	351,400	382,500	430,900
	73	258,500	289,700	327,300	352,200	383,200	431,200
	74	259,800	291,100	328,000	353,300	383,700	431,500
	75	261,100	292,400	329,100	354,400	384,300	431,800
	76	262,300	293,700	330,300	355,500	384,800	432,100
	77	263,300	295,200	331,400	356,200	385,200	432,400
	78	264,400	296,500	332,600	357,000	385,800	
	79	265,700	297,700	333,700	357,800	386,300	
	80	266,900	299,000	334,900	358,500	386,600	
	81	268,000	299,700	336,000	359,100	386,900	
	82	269,000	300,900	337,100	359,600	387,400	
	83	270,100	302,000	338,100	360,200	387,800	
	84	271,200	303,200	339,200	360,700	388,100	
	85	272,000	304,300	340,100	361,300	388,400	
	86	272,900	305,500	341,100	361,800	388,900	
	87	274,000	306,700	342,000	362,400	389,400	
	88	275,100	307,800	343,000	362,900	389,800	
再任 用職 員以 外の 職員	89	276,100	309,100	344,000	363,300	390,100	
	90	277,000	310,300	344,800	363,700	390,500	
	91	277,900	311,500	345,600	364,300	391,000	
	92	278,900	312,700	346,400	364,800	391,400	

93	279,900	313,500	347,000	365,100	391,800
94	280,900	314,200	347,600	365,600	392,200
95	281,800	314,900	348,300	366,000	392,600
96	282,800	315,500	348,900	366,300	393,000
97	283,600	316,200	349,300	366,900	393,300
98	284,400	316,500	349,700	367,400	393,700
99	285,000	317,100	350,200	367,900	394,100
100	285,900	317,800	350,600	368,400	394,400
101	286,700	318,200	351,100	369,000	394,700
102	287,500	318,800	351,500	369,500	395,100
103	288,300	319,400	352,000	370,000	395,400
104	289,100	320,000	352,400	370,400	395,700
105	289,800	320,400	352,700	371,000	396,000
106	290,300	320,900	353,200	371,500	396,300
107	290,800	321,400	353,600	372,000	396,600
108	291,300	321,900	353,900	372,500	396,900
109	291,500	322,300	354,400	373,100	397,200
110	291,800	322,700	354,900	373,500	
111	292,000	323,000	355,400	374,000	
112	292,400	323,300	355,900	374,500	
113	292,700	323,700	356,400	375,100	
114	292,900	324,100	356,900	375,600	
115	293,300	324,500	357,400	376,100	
116	293,600	324,800	357,800	376,500	
117	293,900	325,000	358,200	376,900	
118	294,200	325,300	358,600	377,300	
119	294,500	325,700	359,100	377,700	
120	294,900	325,900	359,600	378,100	
121	295,200	326,100	360,000	378,500	
122	295,600	326,400	360,500		
123	295,900	326,700	361,000		
124	296,300	327,000	361,500		
125	296,500	327,200	361,800		
126	296,700	327,500			
127	297,000	327,900			
128	297,400	328,100			
129	297,600	328,200			
130	297,900	328,500			
131	298,300	328,900			
132	298,700	329,100			
133	298,900	329,400			
134	299,200	329,800			
135	299,600	330,200			
136	299,900	330,600			
137	300,100	330,900			
138	300,400	331,300			
139	300,800	331,700			
140	301,100	332,100			

	141	301,300	332,400				
	142	301,700	332,800				
	143	302,100	333,100				
	144	302,400	333,500				
	145	302,500	333,800				
	146	302,800	334,200				
	147	303,100	334,600				
	148	303,500	335,000				
	149	303,700	335,300				
	150	303,900	335,700				
	151	304,200	336,100				
	152	304,500	336,500				
	153	304,900	336,800				
	154	305,100					
	155	305,300					
	156	305,600					
	157	305,900					
	158	306,200					
	159	306,500					
	160	306,800					
	161	307,200					
	162	307,500					
	163	307,800					
	164	308,100					
	165	308,500					
	166	308,800					
	167	309,100					
	168	309,400					
	169	309,800					
再任用職員		234,300	254,600	261,800	272,000	288,300	325,400

備考 この表は、本庁、病院、保健福祉環境事務所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第3 (第6条関係) 研究職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	141,700	191,400	278,000	329,500	387,700
	2	142,800	194,000	280,400	331,700	390,600
	3	144,000	196,400	282,800	333,900	393,300
	4	145,100	198,800	285,200	335,900	396,100
	5	146,200	201,300	287,500	337,800	398,300
	6	147,500	203,600	289,700	339,900	401,000
	7	148,800	205,900	291,700	342,000	403,700
	8	150,100	208,100	293,700	344,000	406,400
	9	151,200	210,200	295,900	345,900	409,000
	10	152,900	212,500	298,500	347,900	411,600
	11	154,500	215,000	301,100	350,000	414,300
	12	156,100	217,300	303,900	352,000	417,100
	13	157,600	219,500	306,100	354,000	419,700
	14	159,500	221,900	308,700	355,900	422,400
	15	161,400	224,300	311,200	357,700	425,200
	16	163,400	226,700	314,000	359,600	427,900
	17	165,200	229,000	316,600	361,500	430,400
	18	167,400	231,800	318,800	363,400	433,000
	19	169,600	234,700	321,000	365,300	435,500
	20	171,700	237,600	323,100	367,300	438,100
	21	173,900	240,100	325,400	368,900	440,600
	22	176,300	242,800	327,400	370,900	443,200
	23	178,600	245,300	329,400	372,700	445,800
	24	180,900	248,000	331,400	374,600	448,300
	25	183,000	250,700	333,500	376,100	450,500
	26	185,200	253,100	335,400	377,800	452,800
	27	187,300	255,400	337,200	379,700	455,300
	28	189,400	257,600	339,100	381,600	457,800
	29	201,300	260,300	341,000	383,400	460,300
	30	203,600	262,500	342,700	385,300	462,800
	31	205,900	264,400	344,200	387,200	465,300
	32	208,100	266,500	345,900	389,100	467,800
	33	210,200	268,400	347,300	390,700	470,100
	34	212,500	270,400	348,700	392,500	472,500
	35	215,000	272,500	350,200	394,100	474,900
	36	217,300	274,400	351,700	395,900	477,400
	37	219,500	276,300	353,000	397,100	479,800
	38	221,900	277,800	354,400	398,600	482,300
	39	224,300	279,000	355,700	400,000	484,700
	40	226,700	280,500	357,100	401,400	487,200
	41	229,000	281,900	357,900	402,800	489,500
	42	231,800	282,900	359,000	404,100	491,700
	43	234,700	283,900	360,200	405,600	493,900
	44	237,600	284,900	361,300	407,200	496,100

	45	240,100	287,500	362,500	408,600	497,800
	46	242,800	289,700	363,700	409,800	499,300
	47	245,300	291,700	365,000	411,400	500,900
	48	248,000	293,700	366,100	413,000	502,400
	49	250,700	295,900	367,200	414,300	504,100
	50	253,100	298,500	368,500	415,700	505,500
	51	255,400	301,100	369,800	417,200	506,900
	52	257,600	303,900	371,100	418,600	508,400
	53	260,300	306,100	371,800	420,000	509,500
	54	262,500	308,700	372,800	421,400	510,700
	55	264,400	311,200	373,700	422,800	511,900
	56	266,500	314,000	374,700	424,200	513,100
	57	268,400	316,600	375,500	425,300	514,000
	58	270,400	318,800	376,300	426,600	515,000
	59	272,500	321,000	377,000	428,000	516,000
	60	274,400	323,100	377,700	429,300	517,000
	61	276,300	325,400	378,300	430,100	518,100
	62	277,800	327,400	379,000	431,000	519,000
	63	279,000	329,400	379,900	432,000	519,700
	64	280,500	331,400	380,800	432,900	520,400
	65	281,900	333,500	381,400	433,800	521,200
	66	282,900	335,400	382,200	434,600	522,000
	67	283,900	337,200	383,000	435,200	522,800
	68	284,900	339,100	383,800	436,000	523,600
	69	285,600	341,000	384,400	436,400	524,300
	70	286,800	342,700	385,100	437,000	525,100
	71	288,000	344,200	385,800	437,500	525,900
	72	289,200	345,900	386,500	438,000	526,700
	73	290,600	347,300	387,200	438,500	527,400
	74	291,900	348,700	387,800	439,000	
	75	293,000	350,200	388,400	439,500	
	76	294,100	351,700	389,100	440,000	
	77	295,300	353,000	389,800	440,400	
	78	296,500	354,400	390,400	440,900	
	79	297,800	355,700	391,000	441,300	
	80	298,900	357,100	391,600	441,700	
	81	300,000	357,900	392,200	442,100	
	82	301,100	359,000	392,800	442,500	
	83	302,300	360,200	393,400	442,900	
	84	303,500	361,300	394,000	443,300	
	85	304,400	362,500	394,500	443,600	
	86	305,500	363,700	395,000	444,000	
	87	306,600	365,000	395,500	444,300	
	88	307,700	366,100	396,200	444,600	
	89	308,700	367,200	396,600	444,900	
	90	309,800	368,500			
	91	310,800	369,800			
	92	311,800	371,100			

再任用職員以外の職員

	93	312,900	371,800			
	94	313,900	372,800			
	95	315,000	373,700			
	96	316,100	374,700			
	97	316,800	375,500			
	98	317,800	376,300			
	99	318,900	377,000			
	100	320,000	377,700			
	101	321,100	378,300			
	102	322,100	379,000			
	103	323,000	379,900			
	104	323,900	380,800			
	105	325,000	381,400			
	106	325,800	382,200			
	107	326,500	383,000			
	108	327,300	383,800			
	109	327,800	384,400			
	110	328,300	385,100			
	111	328,800	385,800			
	112	329,300	386,500			
	113	329,600	387,200			
	114	330,100	387,800			
	115	330,600	388,400			
	116	331,100	389,100			
	117	331,400	389,800			
	118	331,800	390,400			
	119	332,300	391,000			
	120	332,800	391,600			
	121	333,300	392,200			
再任用職員		216,700	257,900	282,700	325,100	383,600

備考 この表は、試験研究機関（保健環境研究所、工業技術センター、農林業総合試験場、水産海洋技術センター等をいう。以下同じ。）に勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第二条 福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十二年福岡県条例第七十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額 円
1	394,000
2	454,000
3	515,000
4	595,000
5	692,000
6	790,000

第五条第二項の表を次のように改める。

号給	給料月額 円
1	328,000
2	364,000
3	392,000

第六条第二項中「百分の百五十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

(福岡県一般職の任期付職員に関する条例の一部改正)

第三条 福岡県一般職の任期付職員に関する条例(平成十四年福岡県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額 円
1	372,000
2	420,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

第五条第二項中「百分の百五十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

附則

(施行期日等)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条中福岡県職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第十二条及び第十三条の改正規定、付則に第三十七項を加える改正規定並びに附則第四条及び第五条の規定は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 第一条の規定(給与条例第十二条及び第十三条の改正規定並びに付則に第三十七項を加える改正規定を除く。附則第三条において同じ。)による改正後の給与条例の規定、第二条の規定による改正後の福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(以下「改正後の任期付職員条例」という。)の規定、第三条の規定による改正後の福岡県一般職の任期付職員に関する条例(以下「改正後の任期付職員給与」という。)の規定、附則第六条の規定による改正後の福岡県職員の給料の調整額に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第六十六号)(以下「改正後の調整額条例」という。)の規定、附則第七条の規定による改正後の福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十五年福岡県条例第十一号)(以下「改正後の平成二十五年改正条例」という。)の規定及び附則第八条の規定による改正後の福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十八年福岡県条例第四号)(以下「改正後の平成二十八年改正条例」という。)の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

第二条 平成二十八年四月一日(以下「適用日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

第三条 第一条の規定による改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例、改正後の任期付職員給与、改正後の調整額条例、改正後の平成二十五年改正条例又は改正後の平成二十八年改正条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の給与条例、第二条の規定による改正前の福岡県一般職の任期付職員に関する条例、第三条の規定による改正前の福岡県一般職の任期付職員に関する条例、附則第六条の規定による改正前の福岡県職員の給料の調整額に関する条例、附則第七条の規定による改正前の福岡県職員の給与に関する条例、附則第八条の規定による改正前の福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第一条の規定による改正後の

給与条例、改正後の任期付研究員条例、改正後の任期付職員条例、改正後の調整額条例、改正後の平成二十五年改正条例又は改正後の平成二十八年改正条例の規定による給与の内払とみなす。

(平成三十二年三月三十一日までの間における扶養手当に関する特例)

第四条 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、第一条の規定による改正後の給与条例第十二条第一項ただし書及び第十三条第三項第三号から第六号までの規定は適用せず、第一条の規定による改正後の給与条例第十二条第三項及び第十三条の規定の適用については、同項中「扶養親族である配偶者、父母等については一人につき六千五百円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行七級職員等」という。）にあつては、三千五百円）、前項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については一人につき一万円」とあるのは「前項第一号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である配偶者」という。）については一万円、同項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については一人につき八千円（職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち一人については一万円）、同項第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族である父母等」という。）については一人につき六千五百円（職員に配偶者及び扶養親族である子が不在の場合にあつては、そのうち一人については九千円）」と、同条第一項中「扶養親族（行八級以上職員等にあつては、扶養親族である子に限る。）がある場合、行八級以上職員等から行八級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族である配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第一号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。）」と、同項第一号中「場合（行八級以上職員等に扶養親族である配偶者、父母等としての要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「二 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族である子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、満二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至つた場合及び行八級以上職員等に扶養親族である配

偶者、父母等としての要件を欠くに至つた者がある場合を除く。）」とあるのは「二 四

扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族である子又は前条第三項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族である父母等がある職員が配偶者でない職員となつた場合（前号に該当する場合を除く。）」
二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、満二十二歳に達した日以後の最初の場合（第一号に該当する場合を除く。）」
の三月三十一日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至つた場合を除く。）」

と、同条第二項中「扶養親族（行八級以上職員等にあつては、扶養親族である子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行八級以上職員等から行八級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族である配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族である子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行八級以上職員等以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行八級以上職員等以外の職員から行八級以上職員等となつた職員に扶養親族である配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行八級以上職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第三項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号若しくは第七号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員については第一項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族である子で第一項の規定による

届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族である配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族である子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族である父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族である配偶者又は扶養親族である子を有するに至つた場合の当該扶養親族である父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である子で第一項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族である子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族である父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第二号中「扶養親族（行八級以上職員等にあつては、扶養親族である子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

2 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間は、第一条の規定による改正後の給与条例第十二条第一項ただし書及び第十三条第三項第三号から第六号までの規定は適用せず、第一条の規定による改正後の給与条例第十二条第三項及び第十三条の規定の適用については、同項中「扶養親族である配偶者、父母等」とあるのは「前項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行七級職員等」という。）にあつては、三千五百円）、前項第二号」とあるのは「、同項第二号」と、同条第一項中「扶養親族（行八級以上職員等にあつては、扶養親族である子に限る。）がある場合、行八級以上職員等から行八級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族である配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第一号中「場合（行八級以上職員等に扶養親族である配偶者、父母等としての要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第二号中「場合及び行八級以上職員等に扶養親族である配偶者、父母等としての要件を欠くに至つた者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第二項中「扶養親族（行八級以上職員等にあつては、扶養親族である子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と

、「なつた日、行八級以上職員等から行八級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族である配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族である子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行八級以上職員等以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行八級以上職員等以外の職員から行八級以上職員等となつた職員に扶養親族である配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行八級以上職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第三項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号又は第七号」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、同項第二号中「扶養親族（行八級以上職員等にあつては、扶養親族である子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

3 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間は、第一条の規定による改正後の給与条例第十二条第一項ただし書並びに第十三条第三項第三号及び第五号の規定は適用せず、第一条の規定による改正後の給与条例第十二条第三項及び第十三条の規定の適用については、同項中「扶養親族である配偶者、父母等」とあるのは「前項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族である配偶者、父母等」という。）」と、「が七級」とあるのは「が七级以上」と、「行七級職員等」とあるのは「行七級以上職員等」と、「前項第二号」とあるのは「同項第二号」と、同条第一項中「扶養親族（行八級以上職員等にあつては、扶養親族である子に限る。）がある場合、行八級以上職員等から行八級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族である配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第一号中「場合（行八級以上職員等に扶養親族である配偶者、父母等としての要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第二号中「場合及び行八級以上職員等に扶養親族である配偶者、父母等としての要件を欠くに至つた者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第二項中「扶養親族（行八級以上職員等にあつては、扶養親族である子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行八級以上職員等から行八級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族である配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族である子で前項の規定による届出

に係るものがないときはその職員が行八級以上職員等以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行八級以上職員等以外の職員から行八級以上職員等となつた職員に扶養親族である配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行八級以上職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第三項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号、第四号、第六号又は第七号」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、同項第二号中「扶養親族（行八級以上職員等にあつては、扶養親族である子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第四号中「行七級職員等が行七級職員等及び行八級以上職員等」とあるのは「行七級以上職員等が行七級以上職員等」と、同項第六号中「行七級職員等及び行八級以上職員等」とあるのは「行七級以上職員等」と、「が行七級職員等」とあるのは「が行七級以上職員等」とする。

（切替日における異動者の給料月額の特例）

第五条 平成二十九年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において第一条の規定による改正前の給与条例別表第四号研究職給料表級別標準職務表四級の項第三号の適用を受けていた地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員のうち、切替日に職務の級を異にして異動し同表三級の項の適用を受けることとなる職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の給料月額は、切替日から平成三十年三月三十一日までの間は、第一条の規定による改正後の給与条例別表第三の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち三級の項に掲げる額に、当該額と同表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち四級の項に掲げる額との差額の二分の一に相当する額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を加えた額とする。

（福岡県職員の給料の調整額に関する条例の一部改正）

第六条 福岡県職員の給料の調整額に関する条例の一部を次のように改正する。
別表ロ及び別表ハを次のように改める。

ロ 医療職給料表（一）

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	10,800 円
2 級	13,100 円
3 級	14,500 円
4 級	15,500 円

ハ 医療職給料表（二）

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6,300 円
2 級	7,800 円
3 級	8,900 円
4 級	9,500 円
5 級	10,300 円
6 級	11,100 円
7 級	12,000 円
8 級	13,400 円

別表ホを次のように改める。

ホ 研究職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	9,100 円
2 級	9,900 円
3 級	10,700 円
4 級	11,400 円
5 級	14,100 円

別表子を次のように改める。

チ 公安職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	7,800 円
2 級	8,600 円
3 級	9,200 円
4 級	10,500 円
5 級	11,100 円
6 級	11,800 円
7 級	12,200 円
8 級	12,900 円

(福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第七条 福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則別表研究職特例給料表を次のように改める。

附則別表（附則第 3 項、附則第 5 項関係）研究職特例給料表

職務の級	特 4 級
号 給	給料月額
	円
1	436,100
2	436,600
3	437,100
4	437,600
5	438,400
6	439,600
7	440,800
8	442,000
9	443,200
10	443,900
11	444,600
12	445,300
13	445,800
14	446,500
15	447,200
16	447,900
17	448,300
18	448,900
19	449,500
20	450,000
21	450,500
22	451,100
23	451,700
24	452,300
25	452,800
26	453,500
27	454,200
28	454,900
29	455,300
30	456,000
31	456,600
32	457,200
33	457,800
34	458,500
35	459,100
36	459,700
37	460,300
38	461,000
39	461,700
40	462,400
41	462,800
42	463,500
43	464,200
44	464,900

45	465,300
46	466,000
47	466,700
48	467,400
49	467,800
50	468,400
51	469,000
52	469,600
53	470,100
54	470,800
55	471,400
56	472,000
57	472,500
58	473,200
59	473,800
60	474,400
61	474,900
62	475,600
63	476,200
64	476,800
65	477,400
66	478,100
67	478,700
68	479,300
69	479,800
70	480,500
71	481,100
72	481,700
73	482,300
74	483,000
75	483,600
76	484,200
77	484,700
78	485,400
79	486,000
80	486,600
81	487,200
82	487,800
83	488,400
84	489,000
85	489,500
86	490,100
87	490,700
88	491,300
89	491,700
90	492,300
91	492,900
92	493,500

93	493,900
94	494,500
95	495,100
96	495,700
97	496,100
98	496,500
99	496,900
100	497,400
101	497,800
102	498,200
103	498,600
104	499,000
105	499,300
106	499,700
107	500,100
108	500,500
109	500,900
110	501,300
111	501,700
112	502,100
113	502,400
114	502,900
115	503,300
116	503,700
117	504,100
118	504,500
119	504,900
120	505,300
121	505,500
122	505,900
123	506,300
124	506,700
125	506,900
126	507,300
127	507,700
128	508,100
129	508,400

(福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第八条 福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則別表第四医療職特例給料表(二)を次のように改める。

附則別表第 4 (附則第 6 条関係) 医療職特例給料表(二)

職務の級	特 5 級
号 給	給料月額
	円
1	402,900
2	403,100
3	403,200
4	403,500
5	403,700
6	403,900
7	404,100
8	404,300
9	404,400
10	404,700
11	404,900
12	405,000
13	405,200
14	405,400
15	405,500
16	405,800
17	405,900
18	406,000
19	406,200
20	406,400
21	406,500
22	406,800
23	406,900
24	407,000
25	407,200
26	407,400
27	407,500
28	407,800
29	407,900
30	408,000
31	408,200
32	408,400
33	408,500
34	408,800
35	408,900
36	409,000
37	409,200

(人事委員会規則への委任)

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

福岡県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十八年十二月二十七日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第四十七号

福岡県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

福岡県特別職の職員の給与等に関する条例(昭和二十八年福岡県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「百分の百五十」を「百分の百五十五」に、「百分の百六十五」を「百分の百七十」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の福岡県特別職の職員の給与等に関する条例(以下「改正後の特別職給与条例」という。)の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

(期末手当の内払)

2 この条例による改正前の福岡県特別職の職員の給与等に関する条例の規定に基づいて平成二十八年四月一日以後の分として支給された期末手当は、改正後の特別職給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

福岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月二十七日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第四十八号

福岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

福岡県職員の退職手当に関する条例(昭和三十八年福岡県条例第二十七号)の一部を

次のように改正する。

第九条第四項中「、その者が退職の際勤務していた福岡県の事務を同法第五条第一項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同項第二号中「第三十七条の四第三項前段」を「第三十七条の四第三項」に改め、同条第五項中「、その者が退職の際勤務していた福岡県の事務を同法第五条第一項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第十項第六号を次のように改める。

六 求職活動に伴い雇用保険法第五十九条第一項各号のいずれかに該当する行為をする者については、求職活動支援費

第九条第十一項中「規定は、」の下に「第四項又は第五項の規定による退職手当の支給を受けることができる者(第四項又は第五項の規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して一年を経過していないものを含む。)及び」を加え、「これら」を「第六項又は第七項」に改め、「」の下に「雇用保険法」を加え、「及び第五十六条の三から第五十九条まで」を「及び」に、「第五十六条の三から第五十九条まで」を「雇用保険法」に改める。

第十八条第六項を削る。

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、第十八条第六項の改正規定は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 退職職員(退職した福岡県職員の退職手当に関する条例第二条第一項に規定する職員(同条第二項各号のいずれかに該当する者を除く。)をいう。以下同じ。)であつて、退職職員が退職の際勤務していた福岡県の事務を雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第五条第一項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十七号)第二条の規定による改正前の雇用保険法第六条第一号に掲げる者に該当するものにつき、この条例による改正後の福岡県職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)第九条第四項又は第五項の勤続期間を計算する場合における福岡県職員の退職手当に関する条例第十条の規定

の適用については、同条第一項中「在職期間」とあるのは「在職期間（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十七号）の施行の日（以下この項及び次項において「雇用保険法改正法施行日」という。）前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続きいた在職期間）」と、同条第二項中「月数」とあるのは「月数（雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数（退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあつては、零）」とする。

第三条 新条例第九条第十項（第六号に係る部分に限り、同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員であつて求職活動に伴いこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同号に規定する行為（当該行為に関し、この条例による改正前の福岡県職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第九条第十項第六号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたもの（施行日前一年以内に旧条例第九条第四項又は第五項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者であつて施行日以後に新条例第九条第四項から第七項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となつていないものを除く。）について適用し、退職職員であつて施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

第四条 新条例第九条第十一項において準用する同条第十項（第四号に係る部分に限る。）の規定は、退職職員であつて施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いたものに対する福岡県職員の退職手当に関する条例第九条第十項第四号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

第五条 施行日前に旧条例第九条第四項又は第五項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者（施行日以後に新条例第九条第四項から第七項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者を除く。）に対する福岡県職員の退職手当に関する条例第九条第十項第五号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

第六条 平成二十九年三月三十一日までに退職した者であつて退職手当管理機関が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の教育委員会である者に対する旧条例第十八条に規定する退職手当の支給制限等の処分については、なお従前の例による。

福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十八年十二月二十七日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第四十九号

福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
福岡県事務処理の特例に関する条例（平成十一年福岡県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表一の二の項口中「公告」の下に「又はインターネットの利用による公表」を加え、同項を同表一の二の二の項とし、同表一の項の次に次のように加える。

<p>一の二 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号。以下この項において「法」という。）及び旅券法施行規則（平成元年外務省令第十一号。以下この項において「施行規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（別に規則で定める場合に係るものを除く。）</p> <p>イ 法第三条第一項の規定による一般旅券の発給の申請の受理</p> <p>ロ 法第三条第二項ただし書の規定による申請者の身分上の事実の確認</p> <p>ハ 法第三条第二項第二号の規定による申請者の身分上の事実が明らかであることの認定</p> <p>ニ 法第三条第三項の規定による申請者が人違いでないこと等の確認及びその確認のための書類の提示等の要求</p> <p>ホ 法第八条第一項（法第十条第四項及び第十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による一般旅券の交付</p> <p>ヘ 法第八条第三項の規定による出頭を求めることなく行う一般旅券の交付</p> <p>ト 法第十二条第一項の規定による一般旅券の査証欄の増補の申請の受理</p>	<p>豊前市</p>
--	------------

チ 法第十七条第一項の規定による一般旅券の紛失又は焼失の届出の受理

リ 法第十七条第三項の規定による届出者が人違いでないこと等の確認及びその確認のための書類の提示等の要求

ヌ 法第十九条第五項の規定による一般旅券の返納の受理
ル 法第十九条第六項の規定による返納を受けた一般旅券の消印及び還付

ヲ 施行規則第三条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による申請者が出頭しない場合の申請の申出の受理

ワ 施行規則第三条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による出頭した者が申請者の指定した者であること等の確認及びその確認のための書類の提示等の要求

カ 施行規則第七条第五項（施行規則第十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による申請者が指定した者の住所等の確認及びその確認のための書類の提示等の要求

別表四四の項中「リ」を「ト」に改める。

別表四六の項を次のように改める。

四六 都市計画法（昭和四十三年法律第百号。以下この項において「法」という。）、都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号。以下この項において「施行令」という。）及び都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号。以下この項において「施行規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるものの

イ 法及び施行規則の規定による申請書等で別に規則で定めるものの受付、県への送付及び申請者等への交付

ロ 開発行為等の規制等に係る次の事務

(1) 法第二十九条第一項及び第二項の規定による開発行為の許可

(2) 法第三十条第一項の規定による開発許可の申請書の受領

(3) 法第三十四条の二第一項（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による国の機関又は都道府

県等との協議

イについては各市町村（北九州市、福岡市、久留米市及び大任町を除く。）
ロについては大任町

(4) 法第三十五条第二項（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知

(5) 法第三十五条の二第一項の規定による開発行為の変更の許可

(6) 法第三十五条の二第二項の規定による変更の許可の申請書の受領

(7) 法第三十五条の二第三項の規定による軽微な変更の届出の受領

(8) 法第三十六条第一項の規定による開発行為に関する工事の完了の届出の受領

(9) 法第三十六条第二項の規定による検査及び検査済証の交付

(10) 法第三十六条第三項の規定による工事が完了した旨の公告

(11) 法第三十七条第一号の規定による建築等の承認

(12) 法第三十八条の規定による開発行為の廃止の届出の受領

(13) 法第四十一条第一項（法第三十四条の二第二項及び第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による建築物の建ぺい率等の制限の決定

(14) 法第四十一条第二項ただし書（法第三十四条の二第二項及び第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による建築の許可

(15) 法第四十二条第一項ただし書の規定による開発許可に係る予定建築物等以外の建築物等の建築等の許可

(16) 法第四十二条第二項の規定による国の機関との協議

(17) 法第四十五条の規定による開発許可に基づく地位の承継の承認

(18) 法第四十六条の規定による開発登録簿の調製及び保管

(19) 法第四十七条第一項（法第三十四条の二第二項及び第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による登録簿への登録

(20) 法第四十七条第二項及び第三項（いずれも法第三十四条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による登録簿への附記

(21) 法第四十七条第四項（法第三十四条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による登録簿の修正

(22) 法第四十七条第五項（法第三十四条の二第二項において準

<p>用する場合を含む。）の規定による登録簿の写しの交付</p> <p>(23) 法第八十条第一項の規定による許可又は承認を受けた者に対する報告若しくは資料の提出の要求又は勧告若しくは助言</p> <p>(24) 法第八十一条第一項の規定による許可若しくは承認の取消し、変更、効力の停止、条件の変更若しくは条件の付加又は工事その他の行為の停止命令若しくは是正措置命令</p> <p>(25) 法第八十一条第二項の規定による措置の執行等及び措置を行うべき旨等の公告</p> <p>(26) 法第八十一条第三項の規定による公示</p> <p>(27) 法第八十二条第一項の規定による立入検査</p> <p>(28) 施行令第四十二条第三項の規定による公告の内容その他必要事項の掲示</p> <p>(29) 施行規則第三十一条第一項の規定による工事完了公告の方法の決定</p> <p>(30) 施行規則第三十七条の規定による登録簿の閉鎖</p> <p>(31) 施行規則第三十八条第一項の規定による閲覧所の設置</p> <p>(32) 施行規則第三十八条第二項の規定による閲覧所の閲覧規則の制定並びに閲覧所の場所及び閲覧規則の告示</p>	
--	--

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、別表一の二の項口中「公告」の下に「又はインターネットの利用による公表」を加える改正規定は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第七十号）の施行の日から施行する。

(調整規定)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）が特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の施行の前である場合には、別表一の二の項口中「公告」の下に「又はインターネットの利用による公表」を加える改正規定及び前項中「別表一の二の項」とあるのは「別表一の二の二の項」とする。

(処分、申請等に関する経過措置)

3 施行日前に旅券法及び旅券法施行規則の規定により知事に対してなされた申請その

他の行為に関する事務の処理については、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際改正後の福岡県事務処理の特例に関する条例別表四六の項の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令（以下「法令」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては同項下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、当該市町村の長がした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(準備行為)

5 改正後の別表四六の項下欄口に掲げる町は、施行日前においても、同項上欄口に掲げる事務を処理するために必要な準備行為をすることができる。

(福岡県住民基本台帳法施行条例の一部改正)

6 福岡県住民基本台帳法施行条例（平成十四年福岡県条例第八号）の一部を次のように改める。

別表第一中「別表一の二の項」を「別表一の二の二の項」に改める。

福岡県債条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月二十七日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第五十号

福岡県債条例の一部を改正する条例

福岡県債条例（昭和二十八年福岡県条例第八十三号）の一部を次のように改正する。

「第一章 総則」を削る。

第一条中「定が」を「定めが」に、「外」を「ほか」に改める。

第二条中「起そう」を「起こそう」に、「名称、起債額」を「限度額」に、「利息の定率（割引の方法によるときは割引率）」を「利率」に改める。

「第二章 起債の方法」を削る。

第三条中「証書借入」を「証書借入れ」に改める。

第四条第一項及び第二項中「売出」を「売出し」に改め、同条第三項中「あてる」を「充てる」に改める。

第五条の見出し中「政府資金融通」を「公的資金融通」に改め、同条中「資金運用部資金、簡易生命保険及び郵便年金の積立金その他政府資金」を「財政融資資金、地方公共団体金融機構の資金その他の公的資金」に、「証書借入」を「証書借入れ」に改める。

「第三章 証券」を削る。

第六条及び第七条を削る。

第八条の見出し中「証券の」の下に「金額及び」を加え、同条第一項を削り、同条第二項中「前項但書の場合においては、」を「証券の金額及び」に改め、同項を同条とし、同条を第六条とする。

第九条から第十二条までを削る。

「第四章 県債の元金償還及び利息支払」を削る。

第十三条中「県債元金」を「県債の元金」に改め、同条を第七条とする。

第十四条第一項中「よつて毎年度」を「より」に改め、同条第二項中「借り替える」を「借り換える」に改め、同条第三項中「買入償却によつて」を「買入消却により」に、「外、券面全額をこえる」を「ほか、当該証券の金額を超える」に改め、同条第四項中「買入償却」を「買入消却」に改め、同条を第八条とする。

第十五条を削る。

第十六条の見出しを「(証券の繰上償還)」に改め、同条中「を償還する」を「又は一部を繰上償還する」に改め、ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定による公告は、その償還期日の二週間以前に、福岡県公報及び福岡県内において発行する一以上の新聞紙に掲載して行う。

第十六条を第九条とする。

第十七条を削る。

第十八条第一項中「元金借入の」を「証券を発行し、又は証書借入れをした」に、「つけ」を「付し」に、「分け」を「分けて」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「つけない」を「付さない」に改め、同条を第十条とする。

第十九条を削り、第二十条を第十一条とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

地方活力向上地域における福岡県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例
ここに公布する。

平成二十八年十二月二十七日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第五十一号

地方活力向上地域における福岡県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

地方活力向上地域における福岡県税の不均一課税に関する条例(平成二十七年福岡県条例第五十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第五条第四項第四号」を「第五条第四項第五号」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
ここに公布する。

平成二十八年十二月二十七日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第五十二号

福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成二十七年福岡県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第四条第一項中「第十九条第九号」を「第十九条第十号」に改める。

改め、同表の一ミュージアムホールの項に次のように加える。

午後五時から午後八時まで

九、三二〇円

別表の一広間棟茶室（全室）の項に次のように加える。

午後五時から午後八時まで

四、五七〇円

別表の三中

普通自動車

を

普通自動車
準中型自動車

に改め、同表の三備考中「普通自動

車」の下に「準中型自動車」を加える。

附則

(施行期日)

1 この条例中別表の一の改正規定及び次項の規定は平成二十九年一月四日から、別表の三の改正規定は同年三月十二日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表の一の規定は、平成二十九年四月一日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

福岡県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月二十七日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第五十五号

福岡県都市公園条例の一部を改正する条例

福岡県都市公園条例（昭和五十二年福岡県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の七大濠公園の項中

普通自動車

を

普通自動車
準中型自動車

に改め、同表の七備考一中「普通自動車」の下に

「準中型自動車」を加える。

附則

この条例は、平成二十九年三月十二日から施行する。

福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月二十七日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第五十六号

福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「市町村（）」を「市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市を除く。以下同じ。）町村（）」に改め、同項第三号中「（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市を除く。）」を削る。

第四条第三項中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とする。

第十二条第二項第二号中「及び孫」を削り、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫

第十二条第三項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、前項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき六千五百円、前項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については一人につき一万円とする。

第十三条第一項中「一に該当する」を「いずれかに掲げる」に改め、「（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第一号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」を削り、同項第二号中「前条第二項第二号又は第四号」を「扶養親族である子又は前条第二項第三号若しくは第五号」に改め、同項第三号及び第四号を削り、同条第二項中「扶養親族」を「職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るもの」に改め、「ない」の下に「場合においてその」を加え、「前項第一号」を「同項第一号」に、「生じた場合においては」を「生じ

たときは」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第一号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

一 扶養手当を受けている職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合
二 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第一項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至つた場合

三 職員の扶養親族である子で第一項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合

第二十一条第二項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第一号中「百分の八十」を「百分の八十五」に、「百分の百」を「百分の百五」に改め、同項第二号中「百分の三十七・五」を「百分の四十」に、「百分の四十七・五」を「百分の五十」に改める。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第 1 (第 6 条関係) 教育職給料表

イ 教育職給料表(二)

職 員 の 区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	155,200	199,500	260,000	328,200	416,100
	2	156,700	201,200	262,500	330,400	417,900
	3	158,200	202,900	264,800	332,700	419,700
	4	159,700	204,600	267,100	334,800	421,400
	5	161,400	206,400	269,700	337,100	422,900
	6	163,300	208,100	272,100	339,300	424,400
	7	165,100	209,800	274,300	341,600	426,300
	8	166,900	211,400	276,500	343,900	428,200
	9	168,700	213,200	278,800	345,800	430,000
	10	170,800	215,100	281,100	347,900	431,800
	11	172,800	217,000	283,500	350,100	433,700
	12	174,800	218,900	285,700	352,200	435,500
	13	176,800	220,600	288,100	354,300	437,200
	14	179,000	222,600	290,200	356,300	439,100
	15	181,200	224,600	292,100	358,300	440,900
	16	183,400	226,600	294,100	360,300	442,800
	17	185,700	228,500	296,300	362,100	444,500
	18	188,300	231,200	298,800	364,000	446,300
	19	190,800	233,900	301,300	366,000	448,100
	20	193,300	236,600	304,000	368,000	449,900
	21	195,800	239,200	306,300	369,700	451,500
	22	197,500	242,000	308,900	371,600	453,200
	23	199,200	244,600	311,200	373,500	455,100
	24	200,900	247,300	313,900	375,400	456,800
	25	202,400	249,800	316,500	376,800	458,500
	26	204,100	252,300	318,800	378,600	460,100
	27	205,800	254,800	321,200	380,400	461,700
	28	207,400	257,100	323,400	382,300	463,200
	29	208,900	259,800	325,700	384,200	464,700
	30	210,600	262,200	327,700	386,100	466,000
	31	212,300	264,400	329,900	388,000	467,300
	32	214,000	266,600	332,100	390,000	468,600
	33	215,600	268,800	334,100	391,700	469,800
	34	217,400	271,000	336,200	393,400	470,500
	35	219,200	273,200	338,400	395,000	471,200
	36	221,000	275,200	340,500	396,800	471,900
	37	222,600	277,500	342,600	398,000	472,500
	38	224,400	279,500	344,700	399,500	473,100
	39	226,200	281,400	346,900	400,900	473,700
	40	228,000	283,400	349,000	402,300	474,300
	41	229,700	285,200	351,100	404,000	474,900
	42	231,400	287,600	353,200	405,400	475,500
	43	233,000	289,900	355,200	406,700	476,000
	44	234,600	292,400	357,300	408,200	476,500

	45	236,200	294,500	359,200	409,800	477,000
	46	237,600	297,000	361,200	411,100	477,500
	47	238,900	299,300	363,200	412,600	478,000
	48	240,100	302,000	365,200	414,200	478,400
	49	241,600	304,400	366,900	415,900	478,800
	50	243,100	306,800	368,700	417,300	
	51	244,300	309,300	370,600	418,900	
	52	245,800	311,600	372,600	420,400	
	53	247,000	313,900	374,500	422,100	
	54	248,200	316,100	376,300	423,600	
	55	249,600	318,200	378,100	425,200	
	56	250,700	320,400	379,800	426,800	
	57	252,000	322,600	381,300	428,300	
	58	253,100	324,700	382,900	429,800	
	59	254,200	326,900	384,600	431,000	
	60	255,400	328,900	386,300	432,200	
	61	256,700	331,000	387,500	433,400	
	62	258,000	333,100	388,900	434,700	
	63	259,400	335,300	390,300	436,000	
	64	260,600	337,500	391,600	437,200	
	65	261,900	339,400	393,000	438,400	
	66	263,400	341,600	394,200	439,600	
	67	264,900	343,700	395,600	440,800	
	68	266,600	345,900	397,000	442,000	
	69	268,100	347,800	398,300	443,200	
	70	269,500	349,700	399,600	444,400	
	71	270,900	351,800	401,000	445,600	
	72	272,300	353,800	402,300	446,800	
	73	273,400	355,500	403,600	447,900	
	74	274,800	357,400	405,000	448,500	
	75	276,200	359,200	406,400	449,000	
	76	277,400	361,100	407,700	449,500	
	77	278,800	363,000	408,900	450,000	
	78	280,000	364,700	410,100	450,500	
	79	281,200	366,400	411,400	451,000	
	80	282,400	368,000	412,800	451,500	
	81	283,500	369,500	414,100	451,900	
	82	284,700	371,000	415,300	452,400	
	83	285,900	372,500	416,300	452,800	
	84	287,100	373,900	417,500	453,200	
	85	288,300	375,000	418,700	453,600	
	86	289,400	376,400	419,900	454,000	
	87	290,500	377,800	421,100	454,400	
	88	291,700	379,100	422,100	454,800	
再任 用職員 以外の 職員	89	292,900	380,400	423,200	455,100	
	90	294,000	381,700	424,200		
	91	295,200	382,900	425,200		
	92	296,400	384,200	426,200		

93	297,100	385,500	427,100
94	298,100	386,600	427,900
95	299,200	387,900	428,700
96	300,400	389,100	429,500
97	301,400	390,500	430,300
98	302,500	391,500	430,700
99	303,500	392,600	431,100
100	304,600	393,600	431,500
101	305,500	394,500	431,900
102	306,600	395,500	432,200
103	307,700	396,600	432,500
104	308,700	397,700	432,800
105	309,300	398,400	433,100
106	310,200	399,300	433,400
107	311,000	400,200	433,700
108	311,800	401,100	433,900
109	312,700	401,900	434,100
110	313,100	402,800	434,400
111	313,500	403,600	434,700
112	314,000	404,400	434,900
113	314,600	405,000	435,100
114	315,000	405,700	435,400
115	315,500	406,400	435,700
116	316,000	407,100	435,900
117	316,600	407,700	436,100
118	317,100	408,200	436,400
119	317,500	408,600	436,700
120	318,000	409,000	436,900
121	318,500	409,400	437,100
122	318,900	409,700	
123	319,400	410,000	
124	319,900	410,200	
125	320,500	410,400	
126	320,800	410,700	
127	321,100	411,000	
128	321,400	411,200	
129	321,600	411,400	
130	321,900	411,700	
131	322,200	412,000	
132	322,500	412,200	
133	322,700	412,400	
134	322,900	412,700	
135	323,100	413,000	
136	323,400	413,200	
137	323,700	413,400	
138	323,900	413,700	
139	324,200	414,000	
140	324,500	414,200	

	141	324,700	414,400			
	142	324,900	414,700			
	143	325,200	415,000			
	144	325,400	415,200			
	145	325,700	415,400			
	146	325,900	415,700			
	147	326,200	416,000			
	148	326,500	416,200			
	149	326,700	416,400			
	150	326,900	416,700			
	151	327,200	417,000			
	152	327,500	417,200			
	153	327,700	417,400			
	154	328,000				
	155	328,300				
	156	328,500				
	157	328,700				
	158	329,000				
	159	329,300				
	160	329,500				
	161	329,700				
	162	330,000				
	163	330,300				
	164	330,500				
	165	330,700				
	166	331,000				
	167	331,300				
	168	331,500				
	169	331,700				
	170	332,000				
	171	332,300				
	172	332,500				
	173	332,700				
	174	333,000				
	175	333,300				
	176	333,500				
	177	333,700				
再任用職員		233,200	273,500	302,200	330,300	414,400

備考 1 この表は、県立の高等学校及びこれに準ずる学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が 3 級である教育職員の給料月額は、この表の額に 7,700 円をそれぞれ加算した額とする。

ロ 教育職給料表(三)

職 員 の 区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	155,200	171,100	260,000	289,000	405,900
	2	156,700	173,200	262,500	291,600	407,400
	3	158,200	175,300	264,800	294,500	408,900
	4	159,700	177,500	267,100	297,000	410,400
	5	161,400	179,500	269,700	299,500	411,800
	6	163,300	181,700	272,100	301,900	413,200
	7	165,100	183,900	274,300	304,200	414,700
	8	166,900	186,100	276,500	306,600	416,300
	9	168,700	188,400	278,800	309,000	417,700
	10	170,800	191,200	281,100	311,600	419,100
	11	172,800	193,900	283,500	314,300	420,500
	12	174,800	196,600	285,700	317,200	421,800
	13	176,800	199,500	288,100	319,700	423,100
	14	179,000	201,200	290,200	321,700	424,500
	15	181,200	202,900	292,100	323,700	425,900
	16	183,400	204,600	294,100	326,000	427,300
	17	185,700	206,400	296,300	328,200	428,500
	18	188,300	208,100	298,800	330,400	429,800
	19	190,800	209,800	301,300	332,700	431,000
	20	193,300	211,400	304,000	334,800	432,300
	21	195,800	213,200	306,300	337,100	433,400
	22	197,500	215,100	308,900	339,300	434,600
	23	199,200	217,000	311,200	341,600	435,900
	24	200,900	218,900	313,900	343,900	437,200
	25	202,400	220,600	316,500	345,800	438,500
	26	204,000	222,600	318,800	347,600	439,700
	27	205,600	224,600	321,200	349,500	440,700
	28	207,100	226,600	323,400	351,400	441,800
	29	208,800	228,500	325,700	353,200	443,000
	30	210,500	231,200	327,700	355,000	443,800
	31	212,200	233,900	329,900	356,700	444,600
	32	213,900	236,600	332,100	358,600	445,500
	33	215,400	239,200	334,100	360,200	446,400
	34	217,100	242,000	336,200	361,900	446,900
	35	218,800	244,600	338,300	363,600	447,400
	36	220,500	247,300	340,300	365,400	447,900
	37	222,000	249,800	342,300	367,300	448,400
	38	223,700	252,300	344,200	368,800	448,900
	39	225,400	254,800	346,200	370,300	449,400
	40	227,100	257,100	348,100	371,900	449,800
	41	228,700	259,800	349,900	373,100	450,200
	42	230,400	262,200	351,700	374,500	450,600
	43	232,000	264,400	353,500	375,900	451,000
	44	233,600	266,600	355,200	377,400	451,400

	45	235,300	268,800	357,000	378,900	451,800
	46	236,800	271,000	358,700	380,500	452,200
	47	238,200	273,200	360,200	382,100	452,600
	48	239,600	275,200	361,800	383,600	453,000
	49	241,000	277,500	363,100	385,000	453,300
	50	242,400	279,500	364,600	386,500	
	51	243,900	281,400	366,200	388,000	
	52	245,100	283,400	367,800	389,400	
	53	246,200	285,200	369,300	390,600	
	54	247,600	287,600	370,800	391,900	
	55	248,800	289,900	372,300	393,000	
	56	250,000	292,400	373,800	394,100	
	57	251,200	294,500	375,300	395,500	
	58	252,400	297,000	376,700	396,700	
	59	253,500	299,300	378,100	397,900	
	60	254,700	302,000	379,400	399,200	
	61	256,100	304,400	380,300	400,400	
	62	257,300	306,800	381,500	401,400	
	63	258,500	309,300	382,700	402,800	
	64	259,400	311,600	383,800	404,100	
	65	260,400	313,900	384,700	405,300	
	66	261,800	316,100	385,900	406,400	
	67	263,200	318,200	386,900	407,600	
	68	264,700	320,400	388,000	408,700	
	69	266,300	322,600	389,200	409,700	
	70	267,800	324,700	390,200	410,900	
	71	269,300	326,900	391,300	412,100	
	72	270,700	328,900	392,500	413,300	
	73	271,800	331,000	393,500	413,900	
	74	273,000	333,100	394,600	414,700	
	75	274,300	335,300	395,700	415,400	
	76	275,500	337,500	396,800	415,900	
	77	276,900	339,300	397,700	416,200	
	78	278,000	341,200	398,600	416,600	
	79	279,200	343,100	399,600	417,000	
	80	280,400	344,900	400,600	417,400	
	81	281,600	346,700	401,400	417,700	
	82	282,500	348,500	402,200	418,100	
	83	283,700	350,100	402,900	418,500	
	84	284,900	351,900	403,700	418,800	
	85	285,900	353,200	404,400	419,100	
	86	286,800	354,800	405,200	419,500	
	87	287,700	356,300	405,900	419,900	
	88	288,700	357,800	406,600	420,200	
	89	289,800	359,200	407,200	420,500	
	90	290,700	360,500	407,900	420,800	
	91	291,600	361,900	408,400	421,100	
	92	292,500	363,300	409,100	421,300	

再任
用職
員以
外の
職員

93	292,900	364,800	409,500	421,500
94	293,600	366,100	409,900	421,800
95	294,300	367,400	410,200	422,100
96	295,100	368,600	410,500	422,300
97	295,900	369,600	410,800	422,500
98	296,700	370,600	411,100	422,800
99	297,500	371,600	411,400	423,100
100	298,200	372,600	411,600	423,300
101	299,100	373,500	411,800	423,500
102	299,600	374,500	412,100	423,800
103	300,100	375,500	412,400	424,100
104	300,600	376,500	412,600	424,300
105	300,800	377,300	412,800	424,500
106	301,200	378,200	413,100	
107	301,500	379,100	413,400	
108	301,700	380,100	413,600	
109	301,900	380,900	413,800	
110	302,100	381,900	414,100	
111	302,400	382,900	414,400	
112	302,700	383,900	414,600	
113	302,900	384,500	414,800	
114	303,100	385,400	415,100	
115	303,300	386,300	415,400	
116	303,600	387,200	415,600	
117	303,900	388,000	415,800	
118	304,200	388,700	416,100	
119	304,500	389,500	416,400	
120	304,800	390,300	416,600	
121	304,900	390,900	416,800	
122	305,100	391,700		
123	305,400	392,400		
124	305,700	393,100		
125	305,900	393,700		
126	306,200	394,400		
127	306,500	394,900		
128	306,700	395,500		
129	306,900	396,200		
130	307,200	396,800		
131	307,500	397,300		
132	307,700	397,800		
133	307,900	398,100		
134	308,200	398,400		
135	308,500	398,700		
136	308,700	399,000		
137	308,900	399,300		
138		399,600		
139		399,900		
140		400,200		

	141		400,500			
	142		400,800			
	143		401,100			
	144		401,400			
	145		401,600			
	146		401,900			
	147		402,200			
	148		402,400			
	149		402,600			
	150		402,900			
	151		403,200			
	152		403,400			
	153		403,600			
	154		403,900			
	155		404,200			
	156		404,400			
	157		404,600			
	158		404,900			
	159		405,200			
	160		405,400			
	161		405,600			
	162		405,900			
	163		406,200			
	164		406,400			
	165		406,600			
再任用職員		224,400	270,300	297,300	323,600	404,400

備考 1 この表は、小学校、中学校及びこれらに準ずる学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が 3 級である教育職員の給料月額、この表の額に 7,500 円をそれぞれ加算した額とする。

別表第 2 (第 6 条関係) 行政職給料表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000
	23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000
	24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900
	25	178,200	234,100	266,000	309,000	337,700	366,900
	26	179,900	235,800	267,900	311,100	339,600	368,800
	27	181,600	237,300	269,700	313,200	341,500	370,800
	28	183,300	238,900	271,500	315,200	343,400	372,800
	29	184,800	240,300	273,200	317,100	345,100	374,300
	30	186,600	241,800	275,100	319,100	347,000	376,100
	31	188,400	243,400	277,000	321,200	348,900	377,900
	32	190,100	244,800	278,700	323,300	350,700	379,500
	33	191,700	246,300	280,400	324,700	352,600	381,300
	34	193,200	247,800	282,300	326,700	354,400	384,000
	35	194,700	249,100	284,100	328,600	356,200	386,600
	36	196,200	250,500	286,000	330,700	357,900	389,300
	37	198,700	252,000	287,600	332,600	359,300	391,700
	38	200,500	253,700	289,300	334,500	360,600	394,000
	39	202,300	255,400	291,100	336,500	362,000	396,200
	40	204,100	257,200	292,900	338,400	363,400	398,600
	41	205,800	258,800	294,600	340,300	366,900	400,400
	42	207,600	260,600	296,300	342,200	368,800	402,400
	43	209,400	262,300	297,900	344,000	370,800	404,300
	44	211,200	264,000	299,500	345,900	372,800	406,100

	45	212,600	266,000	301,000	347,400	374,300	408,000
	46	214,400	267,900	303,100	348,800	376,100	409,800
	47	216,100	269,700	305,100	350,300	377,900	411,600
	48	217,900	271,500	307,200	351,800	379,500	413,500
	49	219,600	273,200	309,000	353,400	381,300	415,300
	50	221,300	275,100	311,100	354,200	382,700	416,800
	51	222,900	277,000	313,200	355,400	384,200	418,300
	52	224,500	278,700	315,200	356,400	385,800	419,900
	53	226,000	280,400	317,100	359,300	387,200	421,500
	54	227,700	282,300	319,100	360,600	388,400	422,800
	55	229,300	284,100	321,200	362,000	389,600	424,100
	56	230,900	286,000	323,300	363,400	390,700	425,300
	57	232,200	287,600	324,700	364,700	391,800	426,500
	58	233,700	289,300	326,700	365,600	393,000	427,800
	59	235,100	291,100	328,600	366,700	394,200	429,100
	60	236,400	292,900	330,700	367,800	395,300	430,300
	61	237,700	294,600	332,600	368,600	396,000	431,500
	62	238,900	296,300	334,500	369,500	396,700	432,300
	63	239,900	297,900	336,500	370,400	397,400	433,100
	64	241,100	299,500	338,400	371,300	398,100	433,900
	65	242,400	301,200	340,300	372,200	398,700	434,500
	66	243,600	302,900	342,200	373,000	399,300	435,200
	67	244,800	304,500	344,000	373,800	399,800	435,900
	68	246,100	306,200	345,900	374,600	400,200	436,600
	69	247,000	307,300	347,400	375,300	400,600	437,400
	70	248,400	308,800	348,800	376,000	400,900	438,200
	71	249,800	310,300	350,300	376,700	401,200	438,600
	72	251,300	311,900	351,800	377,400	401,500	439,300
	73	252,700	313,500	353,400	377,900	401,800	439,800
	74	254,100	315,100	354,200	378,500	402,100	440,200
	75	255,500	316,700	355,400	379,100	402,400	440,600
	76	256,800	318,200	356,400	379,800	402,700	441,000
	77	258,000	319,700	357,300	380,200	403,000	441,400
	78	259,300	320,900	358,400	380,900	403,300	441,800
	79	260,700	322,100	359,300	381,500	403,600	442,200
	80	262,000	323,300	360,400	382,100	403,900	442,500
	81	263,300	324,000	361,300	382,500	404,200	442,800
	82	264,400	324,900	362,000	383,100	404,500	443,200
	83	265,700	325,700	362,700	383,700	404,800	443,500
	84	267,000	326,500	363,400	384,300	405,100	443,800
	85	268,000	327,400	363,800	384,700	405,300	444,100
	86	269,100	327,800	364,400	385,200	405,600	
	87	270,400	328,500	365,100	385,700	405,900	
	88	271,700	329,300	365,800	386,300	406,200	
	89	272,800	330,100	366,100	386,600	406,400	
	90	273,800	330,800	366,800	387,000	406,700	
	91	274,800	331,500	367,500	387,400	407,000	
	92	275,900	332,200	368,200	387,800	407,200	

再任用職員以外の職員

93	277,100	332,700	368,500	388,100	407,400
94		333,300	369,100	388,400	407,700
95		333,800	369,800	388,700	408,000
96		334,400	370,400	389,000	408,200
97		334,700	370,700	389,200	408,400
98		335,200	371,300	389,500	408,700
99		335,600	372,000	389,800	409,000
100		336,100	372,600	390,000	409,200
101		336,500	373,000	390,200	409,400
102		337,000	373,500	390,500	409,700
103		337,500	374,100	390,800	410,000
104		338,000	374,600	391,000	410,200
105		338,300	375,100	391,200	410,400
106		338,700	375,700	391,500	
107		339,200	376,200	391,800	
108		339,600	376,500	392,000	
109		339,900	376,900	392,200	
110		340,300	377,400	392,500	
111		340,800	377,800	392,800	
112		341,200	378,200	393,000	
113		341,400	378,600	393,200	
114		341,800	379,100	393,500	
115		342,300	379,500	393,800	
116		342,700	379,900	394,000	
117		342,800	380,200	394,200	
118		343,300	380,600	394,500	
119		343,700	381,000	394,800	
120		344,000	381,400	395,000	
121		344,300	381,700	395,200	
122		344,700	382,100		
123		345,100	382,500		
124		345,500	382,800		
125		346,000	383,100		
126		346,400	383,500		
127		346,800	383,800		
128		347,200	384,100		
129		347,700	384,400		
130		348,100	384,700		
131		348,400	385,000		
132		348,700	385,300		
133		349,200	385,600		
134			385,900		
135			386,200		
136			386,500		
137			386,700		
138			387,000		
139			387,300		
140			387,500		

	141			387,700			
再任用職員		214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第 3 (第 6 条関係) 医療職給料表(二)

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	146,500	184,400	219,800	245,900	278,100	325,500
	2	147,900	186,000	221,400	247,300	280,100	327,500
	3	149,300	187,600	223,000	248,500	282,300	329,700
	4	150,700	189,200	224,600	249,900	284,400	331,900
	5	151,900	190,700	226,000	251,100	286,600	333,900
	6	153,700	192,300	227,600	252,300	288,700	336,100
	7	155,400	193,900	229,100	253,500	290,800	338,200
	8	157,100	195,400	230,700	254,600	292,900	340,400
	9	158,800	197,000	232,000	255,900	294,900	342,300
	10	160,500	198,700	233,500	256,900	297,100	344,400
	11	162,200	200,300	234,900	257,900	299,200	346,600
	12	164,000	202,000	236,100	258,900	301,400	348,700
	13	165,500	203,600	237,800	260,200	303,600	350,300
	14	167,400	205,200	239,200	261,700	305,500	352,300
	15	169,400	206,800	240,400	263,300	307,600	354,200
	16	171,300	208,400	241,800	264,800	309,600	356,200
	17	173,200	209,900	242,900	266,300	311,700	358,100
	18	175,100	211,500	244,100	268,100	313,700	360,100
	19	176,900	213,200	245,300	269,900	315,800	362,100
	20	178,800	214,900	246,500	271,700	317,900	364,100
	21	180,700	216,200	247,900	273,500	319,800	365,900
	22	182,200	217,700	248,900	275,300	321,800	367,900
	23	183,700	219,100	249,900	277,100	323,700	370,000
	24	185,200	220,600	251,000	278,800	325,700	372,100
	25	186,800	222,000	252,200	280,600	327,600	373,500
	26	188,300	223,400	253,600	282,500	329,500	375,300
	27	189,800	224,700	255,000	284,400	331,500	377,100
	28	191,200	226,000	256,500	286,200	333,500	378,800
	29	192,700	227,400	257,900	288,200	335,000	380,600
	30	194,000	228,800	259,600	290,000	336,800	382,100
	31	195,300	230,300	261,300	291,800	338,500	383,700
	32	196,600	231,700	262,900	293,700	340,300	385,400
	33	198,000	233,000	264,400	295,400	342,000	386,700
	34	199,400	234,300	266,200	297,100	343,800	388,000
	35	200,800	235,300	267,900	298,900	345,700	389,300
	36	202,200	236,600	269,600	300,700	347,500	390,500
	37	203,300	238,000	271,100	302,200	349,300	391,600
	38	204,600	239,300	272,800	303,900	351,000	392,800
	39	205,900	240,400	274,500	305,500	352,600	393,900
	40	207,200	241,700	276,100	307,100	354,300	395,000
	41	208,400	243,000	277,800	308,900	355,500	395,800
	42	209,600	244,200	279,400	310,600	356,600	396,600
	43	210,800	245,400	281,100	312,200	357,800	397,400
	44	212,000	246,500	282,800	313,900	359,000	398,200

再任用職員以外の職員

45	213,200	247,600	284,300	315,000	360,200	398,600
46	214,300	249,000	286,000	316,400	361,000	399,200
47	215,300	250,500	287,700	317,900	362,200	399,700
48	216,400	251,900	289,300	319,500	363,300	400,100
49	217,400	253,500	290,700	320,900	364,300	400,500
50	218,400	254,900	292,300	322,200	365,300	400,800
51	219,300	256,300	293,700	323,400	366,300	401,100
52	220,300	257,600	295,300	324,700	367,300	401,400
53	220,900	258,700	296,700	325,800	368,100	401,700
54	221,800	260,100	298,200	326,800	368,900	402,000
55	222,500	261,500	299,600	327,900	369,800	402,300
56	223,500	262,800	301,100	328,900	370,700	402,600
57	224,200	263,800	302,300	329,400	371,200	402,900
58	225,100	265,100	303,500	330,300	372,000	403,200
59	225,800	266,400	304,700	331,100	372,800	403,500
60	226,600	267,700	306,100	332,000	373,600	403,900
61	227,500	268,600	307,400	332,800	374,000	404,100
62	228,300	269,800	308,600	333,100	374,700	404,400
63	229,200	271,100	309,900	333,700	375,400	404,700
64	230,300	272,400	311,100	334,400	376,100	405,000
65	230,900	273,400	312,500	335,000	376,500	405,200
66	231,700	274,500	313,300	335,700	377,100	405,500
67	232,500	275,500	314,100	336,400	377,800	405,800
68	233,300	276,600	314,900	337,100	378,400	406,000
69	234,000	277,700	315,500	337,800	378,800	406,200
70	234,700	278,700	316,200	338,300	379,300	406,500
71	235,400	279,800	316,900	338,900	379,800	406,800
72	236,000	280,900	317,500	339,500	380,300	407,000
73	236,700	281,700	318,200	339,800	380,900	407,200
74	237,500	282,400	318,400	340,400	381,400	407,500
75	238,300	282,900	319,000	340,900	382,000	407,800
76	239,000	283,700	319,600	341,500	382,600	408,000
77	239,600	284,500	320,200	342,000	383,100	408,200
78	240,200	285,100	320,700	342,500	383,600	408,500
79	240,800	285,700	321,200	343,000	384,100	408,800
80	241,400	286,300	321,700	343,400	384,600	409,000
81	241,700	287,000	322,300	343,700	384,900	409,200
82	242,100	287,500	322,800	344,000	385,400	
83	242,500	287,900	323,200	344,400	385,800	
84	242,900	288,300	323,700	344,700	386,200	
85	243,300	288,500	324,200	345,200	386,600	
86		288,700	324,600	345,500	387,000	
87		288,900	324,800	345,800	387,400	
88		289,100	325,200	346,100	387,800	
89		289,500	325,600	346,500	388,100	
90		289,700	326,000	346,800	388,500	
91		289,900	326,400	347,200	388,900	
92		290,100	326,800	347,500	389,200	

	93		290,500	327,100	347,900	389,500	
	94		290,700	327,300	348,200	389,900	
	95		290,900	327,700	348,500	390,200	
	96		291,200	328,000	348,800	390,500	
	97		291,600	328,200	349,100	390,800	
	98		291,900	328,500	349,500	391,100	
	99		292,100	328,800	349,900	391,400	
	100		292,400	329,100	350,300	391,700	
	101		292,700	329,300	350,800	392,000	
	102		292,900	329,600	351,200		
	103		293,100	330,000	351,600		
	104		293,400	330,200	352,000		
	105		293,700	330,300	352,500		
	106			330,600			
	107			331,000			
	108			331,200			
	109			331,400			
	110			331,800			
	111			332,200			
	112			332,600			
	113			332,800			
再任用職員		187,900	214,500	242,700	256,100	281,300	322,000

備考 この表は、福岡県公立学校に勤務する栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

附則

(施行期日等)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条、第十二条及び第十三条の改正規定並びに附則第四条の規定は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 この条例(第二条、第四条、第十二条及び第十三条の改正規定を除く。附則第三条において同じ。)による改正後の福岡県公立学校職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)の規定及び附則第五条の規定による改正後の福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十八年福岡県条例第二十四号)(以下「改正後の平成二十八年改正条例」という。)の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

第二条 平成二十八年四月一日(以下「適用日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

第三条 この条例による改正後の給与条例又は改正後の平成二十八年改正条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の給与条例又は附則第五条の規定による改正前の福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれこの条例による改正後の給与条例又は改正後の平成二十八年改正条例の規定による給与の内払とみなす。

(平成三十年三月三十一日までの間における扶養手当に関する特例)

第四条 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、この条例による改正後の給与条例第十二条第三項及び第十三条の規定の適用については、同項中「前項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき六千五百円、前項第二号に該当する扶養親族(以下「扶養親族である子」という。)については一人につき一万円」とあるのは「前項第一号に該当する扶養親族(以下「扶養親族である配偶者」という。)については一万円、同項第二号に該当する扶養親族(以下「扶養親族である子」という。)については一人につき八千円(職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち一人については一万円)、同項第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族である父母等」という。)については一人につき六千五百円(職員に配偶者及び扶養親族である子が不在の場合にあつては、そのうち一人については九千円)」と、同条第一項中「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第一号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。)」と、同項中「二 扶養親族としての要件を欠くに至つた者があつた場合(扶養親族である子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族である子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、職員が配偶者のない職員となつた場合(前号に該当する場合を除く。))」

以下「扶養親族である配偶者」という。)については一万円、同項第二号に該当する扶養親族(以下「扶養親族である子」という。)については一人につき八千円(職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち一人については一万円)、同項第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族である父母等」という。)については一人につき六千五百円(職員に配偶者及び扶養親族である子が不在の場合にあつては、そのうち一人については九千円)」と、同条第一項中「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第一号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。)」と、同項中「二 扶養親族としての要件を欠くに至つた者があつた場合(扶養親族である子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族である子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、職員が配偶者のない職員となつた場合(前号に該当する場合を除く。))」

と、同条第三項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第一項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日」とあるのは「これらの日」と、この改正」とあるのは「の改正(扶養親族である子で第一項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族である配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族である子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族である父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族

件を欠くに至つた場合を除く。)

族である子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族である配偶者又は扶養親族である子を有するに至つた場合の当該扶養親族である父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である子で第一項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者でない職員となつた場合における当該扶養親族である子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者でない職員となつた場合における当該扶養親族である父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

（福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第五条 福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則別表第四医療職特例給料表(二)を次のように改める。

附則別表第 4 (附則第 6 条関係) 医療職特例給料表(二)

職務の級	特 5 級
号 給	給料月額
	円
1	402,900
2	403,100
3	403,200
4	403,500
5	403,700
6	403,900
7	404,100
8	404,300
9	404,400
10	404,700
11	404,900
12	405,000
13	405,200
14	405,400
15	405,500
16	405,800
17	405,900
18	406,000
19	406,200
20	406,400
21	406,500
22	406,800
23	406,900
24	407,000
25	407,200
26	407,400
27	407,500
28	407,800
29	407,900
30	408,000
31	408,200
32	408,400
33	408,500
34	408,800
35	408,900
36	409,000
37	409,200

(人事委員会規則への委任)
第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

福岡県教育委員会事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月二十七日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第五十七号

福岡県教育委員会事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

福岡県教育委員会事務処理の特例に関する条例(平成十一年福岡県条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

別表一の項を削り、同表二の項事務の欄中「負担法」を「市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)」に改め、同項市町村の欄中「指定都市」を「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)」に改め、同表中二の項を一の項とし、三の項を二の項とし、四の項を三の項とする。

附則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月二十七日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第五十八号

福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

福岡県警察職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項に次のただし書を加える。

ただし、次項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族(以

下「扶養親族である配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、職務の級が福岡県職員の給与に関する条例に規定する行政職給料表の八級以上に相当するものとして人事委員会規則で定める職員(以下「行八級以上相当職員」という。)に対しては、支給しない。

第十一条第二項第二号中「及び孫」を削り、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫

第十一条第三項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、扶養親族である配偶者、父母等については一人につき六千五百円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員(以下「行七級職員等」という。)にあつては、三千五百円)、前項第二号に該当する扶養親族(以下「扶養親族である子」という。)については一人につき一万円とする。

第十二条第一項中「がある場合又は職員に次の各号の一に該当する」を「(行八級以上相当職員にあつては、扶養親族である子に限る。)がある場合、行八級以上相当職員から行八級以上相当職員以外の職員となつた職員に扶養親族である配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる」に改め、「(新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第一号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」を削り、同項第一号中「場合」の下に「(行八級以上相当職員に扶養親族である配偶者、父母等としての要件を具備するに至つた者がある場合を除く。)」を加え、同項第二号中「前条第二項第二号又は第四号」を「扶養親族である子又は前条第二項第三号若しくは第五号」に改め、「至つた場合」の下に「及び行八級以上相当職員に扶養親族である配偶者、父母等としての要件を欠くに至つた者がある場合」を加え、同項第三号及び第四号を削り、同条第二項中「に扶養親族」の下に「(行八級以上相当職員にあつては、扶養親族である子に限る。)」を加え、「扶養親族がない」を「行八級以上相当職員から行八級以上相当職員以外の職員となつた職員に扶養親族である配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族である子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行八級以上相当職員以外

の職員となつた日、職員に扶養親族（行八級以上相当職員にあつては、扶養親族である子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその「前項第一号」を「同項第一号」に、「生じた場合において」を「生じたとき」に改め、「死亡した日」の下に「行八級以上相当職員以外の職員から行八級以上相当職員となつた職員に扶養親族である配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行八級以上相当職員となつた日」を、「の扶養親族」の下に「（行八級以上相当職員にあつては、扶養親族である子に限る。）」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第一号又は第三号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

一 扶養手当を受けている職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合

二 扶養手当を受けている職員の扶養親族（行八級以上相当職員にあつては、扶養親族である子に限る。）で第一項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至つた場合

三 扶養親族である配偶者、父母等及び扶養親族である子で第一項の規定による届出に係るものがある行八級以上相当職員が行八級以上相当職員以外の職員となつた場合

四 扶養親族である配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある行七級職員等が行七級職員等及び行八級以上相当職員以外の職員となつた場合

五 扶養親族である配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るもの及び扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行八級以上相当職員以外のものが行八級以上相当職員となつた場合

六 扶養親族である配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある職員で行七級職員等及び行八級以上相当職員以外のものが行七級職員等となつた場合

七 職員の扶養親族である子で第一項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合

第二十一条第二項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第一号中「百分の八十」を「百分の八十五」に、「百分の百」を「百分の百五」に改め、同項第二号中「百分の三十七・五」を「百分の四十」に、「百分の四十七・五」を「百分の五十」に改める。

付則に次の一項を加える。
33 別表第五ホ研究職給料表級別標準職務表四級の項第三号の規定は、再任用職員には適用しない。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第1 (第6条関係) 公安職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	164,900	180,600	207,100	247,100	290,800	317,300	345,900	380,700
	2	166,600	182,400	209,100	248,900	292,800	319,500	348,100	382,900
	3	168,400	184,200	211,100	250,700	294,900	321,800	350,400	385,000
	4	170,100	186,000	213,100	252,500	297,200	323,900	352,600	387,100
	5	171,600	187,900	215,100	254,200	299,000	326,200	354,600	388,900
	6	173,500	190,200	217,100	256,000	301,200	328,400	356,700	390,900
	7	175,300	192,500	219,100	257,600	303,300	330,700	358,900	392,700
	8	177,200	194,800	221,000	259,300	305,500	332,900	361,100	394,500
	9	178,900	197,000	223,100	260,700	307,500	334,800	363,000	396,300
	10	180,600	199,600	224,900	262,300	309,700	337,100	365,200	398,300
	11	182,300	202,100	226,700	263,600	312,000	339,300	367,300	400,300
	12	184,000	204,600	228,500	264,900	314,100	341,600	369,500	402,400
	13	185,900	206,900	230,400	266,500	316,200	343,600	371,500	404,100
	14	188,000	208,700	232,300	267,900	318,500	345,700	373,600	406,200
	15	190,100	210,500	234,200	269,000	320,700	347,900	375,800	408,200
	16	192,200	212,300	236,100	270,300	322,900	350,000	377,900	410,300
	17	194,400	214,200	237,700	271,300	324,800	352,200	379,600	412,000
	18	196,800	216,100	239,500	272,700	327,100	354,200	381,600	413,700
	19	199,200	218,000	241,300	274,100	329,200	356,300	383,500	415,400
	20	201,600	219,800	243,100	275,500	331,500	358,400	385,500	417,000
	21	204,100	221,500	244,700	276,800	333,500	360,300	387,300	418,700
	22	205,900	223,300	246,100	278,200	335,500	362,300	389,400	420,300
	23	207,700	225,100	247,300	279,500	337,600	364,300	391,500	421,700
	24	209,500	226,900	248,600	281,000	339,600	366,400	393,500	423,200
	25	211,400	228,600	249,900	282,200	341,600	368,200	395,200	424,500
	26	213,200	230,300	251,200	284,100	343,700	370,200	397,200	425,900
	27	215,000	232,000	252,500	286,100	345,700	372,200	399,300	427,400
	28	216,700	233,700	253,700	288,100	347,700	374,200	401,400	429,000
	29	218,600	235,100	254,900	290,000	349,700	376,100	402,900	430,300
	30	220,400	236,900	256,000	292,000	351,800	378,200	404,700	432,000
	31	222,200	238,700	257,300	293,800	353,800	380,300	406,400	433,700
	32	224,000	240,500	258,400	295,700	355,900	382,300	408,100	435,300
	33	225,700	241,900	259,100	297,500	357,500	384,200	409,800	436,700
	34	227,400	243,400	260,300	299,300	359,500	386,300	411,300	438,400
	35	229,100	244,700	261,400	301,200	361,400	388,400	412,900	440,100
	36	230,800	246,100	262,600	303,000	363,500	390,300	414,400	441,700
	37	232,200	247,400	263,500	304,800	365,400	392,000	415,700	443,100
	38	234,000	248,700	264,700	306,700	367,500	393,500	417,200	443,800
	39	235,800	249,900	265,700	308,600	369,500	394,800	418,700	444,500
	40	237,600	251,100	266,700	310,300	371,500	396,200	420,200	445,200
	41	239,000	252,300	267,900	312,200	373,500	397,400	424,500	448,200
	42	240,400	253,500	269,300	314,000	375,600	398,500	425,900	450,000
	43	241,700	254,600	270,600	315,900	377,700	399,500	427,400	451,800
	44	242,900	255,700	271,800	317,800	379,700	400,500	429,000	453,500

	45	244,200	256,600	272,900	319,500	381,400	402,900	430,300	455,100
	46	245,300	257,700	274,400	321,400	383,100	404,700	432,000	456,800
	47	246,300	258,800	275,900	323,300	384,700	406,400	433,700	458,400
	48	247,200	260,000	277,500	325,100	386,400	408,100	435,300	460,200
	49	248,100	260,900	279,300	326,700	387,800	409,800	436,700	461,700
	50	249,200	262,100	281,000	328,300	388,800	411,300	438,400	463,100
	51	250,400	263,100	282,700	329,800	389,800	412,900	440,100	464,600
	52	251,500	264,200	284,200	331,500	390,800	414,400	441,700	465,900
	53	252,300	265,400	285,700	333,100	392,100	415,700	443,100	467,100
	54	253,500	266,400	287,500	334,800	393,200	417,200	443,800	467,800
	55	254,400	267,800	289,200	336,600	394,300	418,700	444,500	468,500
	56	255,600	269,000	290,900	338,400	395,500	420,200	445,200	469,200
	57	256,600	270,000	292,500	339,500	396,800	421,700	445,600	469,700
	58	257,600	271,600	294,200	341,200	397,600	423,000	446,200	470,500
	59	258,400	273,000	296,000	342,800	398,400	424,300	446,900	471,200
	60	259,400	274,600	297,800	344,400	399,100	425,500	447,500	471,800
	61	260,500	276,200	299,200	346,000	399,600	426,500	448,300	472,100
	62	261,500	277,800	301,000	347,700	400,300	427,200	449,000	472,700
	63	262,600	279,400	302,800	349,400	401,000	428,000	449,500	473,200
	64	263,500	280,900	304,500	351,100	401,700	428,800	450,000	473,700
	65	264,600	282,400	306,000	352,700	402,000	429,300	450,500	474,200
	66	265,800	283,800	307,700	354,300	402,700	429,700	450,800	474,600
	67	267,000	285,300	309,200	355,900	403,400	430,100	451,100	475,000
	68	268,300	286,700	310,900	357,500	404,000	430,400	451,500	475,400
	69	269,500	288,300	312,400	358,700	404,400	430,700	451,900	475,700
	70	270,900	289,800	313,800	360,100	404,900	431,100	452,100	476,100
	71	272,300	291,400	315,300	361,400	405,500	431,400	452,400	476,500
	72	273,600	293,000	316,800	362,800	406,000	431,700	452,600	476,800
	73	274,900	294,200	317,700	364,000	406,500	432,000	453,000	477,100
	74	276,300	295,600	319,300	365,200	406,900	432,300	453,200	477,500
	75	277,700	297,100	320,800	366,500	407,400	432,600	453,400	477,800
	76	278,900	298,600	322,500	367,800	407,900	432,900	453,600	478,100
	77	280,100	299,700	324,300	369,100	408,400	433,200	454,000	478,400
	78	281,300	301,200	326,000	370,300	408,900	433,500	454,300	
	79	282,500	302,500	327,600	371,500	409,500	433,800	454,600	
	80	283,600	304,000	329,200	372,700	410,000	434,100	454,800	
	81	284,700	305,400	330,900	373,900	410,400	434,400	455,000	
	82	285,900	306,800	332,600	375,100	411,000	434,700	455,300	
	83	287,200	308,100	334,200	376,200	411,500	435,000	455,600	
	84	288,500	309,500	335,900	377,400	411,700	435,300	455,800	
	85	289,700	310,600	337,300	378,500	412,000	435,500	456,000	
	86	290,900	312,100	338,800	379,100	412,500	435,800	456,300	
	87	292,000	313,400	340,300	379,600	412,800	436,100	456,600	
	88	293,200	314,900	341,800	380,200	413,100	436,400	456,800	
	89	294,300	316,400	343,100	380,800	413,400	436,600	457,000	
	90	295,500	317,900	344,300	381,400	413,800	436,900		
	91	296,600	319,300	345,600	382,000	414,200	437,200		
	92	297,800	320,800	346,900	382,600	414,600	437,500		

再任職員以外の職員

93	298,500	322,100	348,300	382,900	414,900	437,700
94	299,800	323,400	349,800	383,400	415,300	438,000
95	300,900	324,800	351,300	384,000	415,700	438,300
96	302,200	326,100	352,800	384,500	416,000	438,600
97	303,300	327,300	354,100	384,900	416,300	438,800
98	304,500	328,600	355,300	385,300		439,100
99	305,700	329,900	356,400	385,900		439,400
100	306,900	331,200	357,600	386,400		439,700
101	308,100	332,600	358,700	386,800		439,900
102	309,100	333,500	359,800	387,300		
103	310,200	334,600	360,900	387,900		
104	311,200	335,800	362,100	388,400		
105	312,000	336,900	363,300	388,700		
106	312,600	338,000	363,800	389,100		
107	313,200	339,000	364,400	389,600		
108	313,900	340,100	365,000	389,900		
109	314,400	341,300	365,600	390,200		
110	314,900	342,300	366,100	390,700		
111	315,400	343,300	366,600	391,200		
112	316,000	344,200	367,100	391,700		
113	316,800	345,100	367,500	392,000		
114	317,500	346,000	367,900	392,500		
115	318,200	347,000	368,500	393,000		
116	318,900	348,000	369,000	393,500		
117	319,500	349,000	369,400	393,800		
118	320,300	349,500	369,900	394,300		
119	321,000	350,100	370,500	394,800		
120	321,800	350,700	371,000	395,300		
121	322,400	351,000	371,100	395,700		
122	322,700	351,400	371,700	396,200		
123	323,200	351,900	372,200	396,600		
124	323,700	352,300	372,600	397,100		
125	324,000	352,700	373,100	397,500		
126		353,100	373,600	397,900		
127		353,600	374,100	398,300		
128		354,000	374,600	398,700		
129		354,400	374,900	399,100		
130		354,800	375,400	399,500		
131		355,200	375,900	399,900		
132		355,600	376,400	400,300		
133		355,800	376,700	400,600		
134		356,300	377,200	401,000		
135		356,700	377,600	401,400		
136		357,000	378,000	401,700		
137		357,300	378,300	402,000		
138		357,700	378,800			
139		358,200	379,300			
140		358,700	379,800			

	141		359,000	380,100					
	142		359,500						
	143		360,000						
	144		360,500						
	145		360,800						
再任用職員		240,700	252,400	256,500	287,800	304,300	342,000	377,100	408,700

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第2（第6条関係）行政職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	407,300
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	409,700
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	412,200
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	414,600
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	416,500
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	418,800
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	420,900
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	423,100
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	425,100
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	427,200
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	429,300
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	431,400
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	433,100
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	434,900
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	436,900
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	438,900
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	440,800
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	442,600
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	444,400
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	446,100
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	447,900
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	449,400
	23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	450,800
	24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	452,300
	25	178,200	234,100	266,000	309,000	337,700	366,900	453,700
	26	179,900	235,800	267,900	311,100	339,600	368,800	455,000
	27	181,600	237,300	269,700	313,200	341,500	370,800	456,300
	28	183,300	238,900	271,500	315,200	343,400	372,800	457,500
	29	184,800	240,300	273,200	317,100	345,100	374,300	458,500
	30	186,600	241,800	275,100	319,100	347,000	376,100	459,200
	31	188,400	243,400	277,000	321,200	348,900	377,900	460,000
	32	190,100	244,800	278,700	323,300	350,700	379,500	460,700
	33	191,700	246,300	280,400	324,700	352,600	381,300	461,400
	34	193,200	247,800	282,300	326,700	354,400	384,000	462,200
	35	194,700	249,100	284,100	328,600	356,200	386,600	462,900
	36	196,200	250,500	286,000	330,700	357,900	389,300	463,500
	37	198,700	252,000	287,600	332,600	359,300	391,700	464,000
	38	200,500	253,700	289,300	334,500	360,600	394,000	464,600
	39	202,300	255,400	291,100	336,500	362,000	396,200	465,200
	40	204,100	257,200	292,900	338,400	363,400	398,600	465,800
	41	205,800	258,800	294,600	340,300	366,900	400,400	466,300
	42	207,600	260,600	296,300	342,200	368,800	402,400	466,800
	43	209,400	262,300	297,900	344,000	370,800	404,300	467,200
	44	211,200	264,000	299,500	345,900	372,800	406,100	467,500

再任 用職 員以 外の 職員	45	212,600	266,000	301,000	347,400	374,300	408,000	467,800
	46	214,400	267,900	303,100	348,800	376,100	409,800	
	47	216,100	269,700	305,100	350,300	377,900	411,600	
	48	217,900	271,500	307,200	351,800	379,500	413,500	
	49	219,600	273,200	309,000	353,400	381,300	415,300	
	50	221,300	275,100	311,100	354,200	382,700	416,800	
	51	222,900	277,000	313,200	355,400	384,200	418,300	
	52	224,500	278,700	315,200	356,400	385,800	419,900	
	53	226,000	280,400	317,100	359,300	387,200	421,500	
	54	227,700	282,300	319,100	360,600	388,400	422,800	
	55	229,300	284,100	321,200	362,000	389,600	424,100	
	56	230,900	286,000	323,300	363,400	390,700	425,300	
	57	232,200	287,600	324,700	364,700	391,800	426,500	
	58	233,700	289,300	326,700	365,600	393,000	427,800	
	59	235,100	291,100	328,600	366,700	394,200	429,100	
	60	236,400	292,900	330,700	367,800	395,300	430,300	
	61	237,700	294,600	332,600	368,600	396,000	431,500	
	62	238,900	296,300	334,500	369,500	396,700	432,300	
	63	239,900	297,900	336,500	370,400	397,400	433,100	
	64	241,100	299,500	338,400	371,300	398,100	433,900	
	65	242,400	301,200	340,300	372,200	398,700	434,500	
	66	243,600	302,900	342,200	373,000	399,300	435,200	
	67	244,800	304,500	344,000	373,800	399,800	435,900	
	68	246,100	306,200	345,900	374,600	400,200	436,600	
	69	247,000	307,300	347,400	375,300	400,600	437,400	
	70	248,400	308,800	348,800	376,000	400,900	438,200	
	71	249,800	310,300	350,300	376,700	401,200	438,600	
	72	251,300	311,900	351,800	377,400	401,500	439,300	
	73	252,700	313,500	353,400	377,900	401,800	439,800	
	74	254,100	315,100	354,200	378,500	402,100	440,200	
	75	255,500	316,700	355,400	379,100	402,400	440,600	
	76	256,800	318,200	356,400	379,800	402,700	441,000	
	77	258,000	319,700	357,300	380,200	403,000	441,400	
	78	259,300	320,900	358,400	380,900	403,300	441,800	
	79	260,700	322,100	359,300	381,500	403,600	442,200	
	80	262,000	323,300	360,400	382,100	403,900	442,500	
	81	263,300	324,000	361,300	382,500	404,200	442,800	
	82	264,400	324,900	362,000	383,100	404,500	443,200	
	83	265,700	325,700	362,700	383,700	404,800	443,500	
	84	267,000	326,500	363,400	384,300	405,100	443,800	
	85	268,000	327,400	363,800	384,700	405,300	444,100	
	86	269,100	327,800	364,400	385,200	405,600		
	87	270,400	328,500	365,100	385,700	405,900		
	88	271,700	329,300	365,800	386,300	406,200		
	89	272,800	330,100	366,100	386,600	406,400		
	90	273,800	330,800	366,800	387,000	406,700		
	91	274,800	331,500	367,500	387,400	407,000		
	92	275,900	332,200	368,200	387,800	407,200		

93	277,100	332,700	368,500	388,100	407,400
94		333,300	369,100	388,400	407,700
95		333,800	369,800	388,700	408,000
96		334,400	370,400	389,000	408,200
97		334,700	370,700	389,200	408,400
98		335,200	371,300	389,500	408,700
99		335,600	372,000	389,800	409,000
100		336,100	372,600	390,000	409,200
101		336,500	373,000	390,200	409,400
102		337,000	373,500	390,500	409,700
103		337,500	374,100	390,800	410,000
104		338,000	374,600	391,000	410,200
105		338,300	375,100	391,200	410,400
106		338,700	375,700	391,500	
107		339,200	376,200	391,800	
108		339,600	376,500	392,000	
109		339,900	376,900	392,200	
110		340,300	377,400	392,500	
111		340,800	377,800	392,800	
112		341,200	378,200	393,000	
113		341,400	378,600	393,200	
114		341,800	379,100	393,500	
115		342,300	379,500	393,800	
116		342,700	379,900	394,000	
117		342,800	380,200	394,200	
118		343,300	380,600	394,500	
119		343,700	381,000	394,800	
120		344,000	381,400	395,000	
121		344,300	381,700	395,200	
122		344,700	382,100		
123		345,100	382,500		
124		345,500	382,800		
125		346,000	383,100		
126		346,400	383,500		
127		346,800	383,800		
128		347,200	384,100		
129		347,700	384,400		
130		348,100	384,700		
131		348,400	385,000		
132		348,700	385,300		
133		349,200	385,600		
134			385,900		
135			386,200		
136			386,500		
137			386,700		
138			387,000		
139			387,300		
140			387,500		

	141			387,700				
再任用職員		214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000	389,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第 3 (第 6 条関係) 医療職給料表

イ 医療職給料表(二)

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	146,500	184,400	219,800	245,900	278,100	325,500
	2	147,900	186,000	221,400	247,300	280,100	327,500
	3	149,300	187,600	223,000	248,500	282,300	329,700
	4	150,700	189,200	224,600	249,900	284,400	331,900
	5	151,900	190,700	226,000	251,100	286,600	333,900
	6	153,700	192,300	227,600	252,300	288,700	336,100
	7	155,400	193,900	229,100	253,500	290,800	338,200
	8	157,100	195,400	230,700	254,600	292,900	340,400
	9	158,800	197,000	232,000	255,900	294,900	342,300
	10	160,500	198,700	233,500	256,900	297,100	344,400
	11	162,200	200,300	234,900	257,900	299,200	346,600
	12	164,000	202,000	236,100	258,900	301,400	348,700
	13	165,500	203,600	237,800	260,200	303,600	350,300
	14	167,400	205,200	239,200	261,700	305,500	352,300
	15	169,400	206,800	240,400	263,300	307,600	354,200
	16	171,300	208,400	241,800	264,800	309,600	356,200
	17	173,200	209,900	242,900	266,300	311,700	358,100
	18	175,100	211,500	244,100	268,100	313,700	360,100
	19	176,900	213,200	245,300	269,900	315,800	362,100
	20	178,800	214,900	246,500	271,700	317,900	364,100
	21	180,700	216,200	247,900	273,500	319,800	365,900
	22	182,200	217,700	248,900	275,300	321,800	367,900
	23	183,700	219,100	249,900	277,100	323,700	370,000
	24	185,200	220,600	251,000	278,800	325,700	372,100
	25	186,800	222,000	252,200	280,600	327,600	373,500
	26	188,300	223,400	253,600	282,500	329,500	375,300
	27	189,800	224,700	255,000	284,400	331,500	377,100
	28	191,200	226,000	256,500	286,200	333,500	378,800
	29	192,700	227,400	257,900	288,200	335,000	380,600
	30	194,000	228,800	259,600	290,000	336,800	382,100
	31	195,300	230,300	261,300	291,800	338,500	383,700
	32	196,600	231,700	262,900	293,700	340,300	385,400
	33	198,000	233,000	264,400	295,400	342,000	386,700
	34	199,400	234,300	266,200	297,100	343,800	388,000
	35	200,800	235,300	267,900	298,900	345,700	389,300
	36	202,200	236,600	269,600	300,700	347,500	390,500
	37	203,300	238,000	271,100	302,200	349,300	391,600
	38	204,600	239,300	272,800	303,900	351,000	392,800
	39	205,900	240,400	274,500	305,500	352,600	393,900
	40	207,200	241,700	276,100	307,100	354,300	395,000
	41	208,400	243,000	277,800	308,900	355,500	395,800
	42	209,600	244,200	279,400	310,600	356,600	396,600
	43	210,800	245,400	281,100	312,200	357,800	397,400
	44	212,000	246,500	282,800	313,900	359,000	398,200

再任職員以外の職員

45	213,200	247,600	284,300	315,000	360,200	398,600
46	214,300	249,000	286,000	316,400	361,000	399,200
47	215,300	250,500	287,700	317,900	362,200	399,700
48	216,400	251,900	289,300	319,500	363,300	400,100
49	217,400	253,500	290,700	320,900	364,300	400,500
50	218,400	254,900	292,300	322,200	365,300	400,800
51	219,300	256,300	293,700	323,400	366,300	401,100
52	220,300	257,600	295,300	324,700	367,300	401,400
53	220,900	258,700	296,700	325,800	368,100	401,700
54	221,800	260,100	298,200	326,800	368,900	402,000
55	222,500	261,500	299,600	327,900	369,800	402,300
56	223,500	262,800	301,100	328,900	370,700	402,600
57	224,200	263,800	302,300	329,400	371,200	402,900
58	225,100	265,100	303,500	330,300	372,000	403,200
59	225,800	266,400	304,700	331,100	372,800	403,500
60	226,600	267,700	306,100	332,000	373,600	403,900
61	227,500	268,600	307,400	332,800	374,000	404,100
62	228,300	269,800	308,600	333,100	374,700	404,400
63	229,200	271,100	309,900	333,700	375,400	404,700
64	230,300	272,400	311,100	334,400	376,100	405,000
65	230,900	273,400	312,500	335,000	376,500	405,200
66	231,700	274,500	313,300	335,700	377,100	405,500
67	232,500	275,500	314,100	336,400	377,800	405,800
68	233,300	276,600	314,900	337,100	378,400	406,000
69	234,000	277,700	315,500	337,800	378,800	406,200
70	234,700	278,700	316,200	338,300	379,300	406,500
71	235,400	279,800	316,900	338,900	379,800	406,800
72	236,000	280,900	317,500	339,500	380,300	407,000
73	236,700	281,700	318,200	339,800	380,900	407,200
74	237,500	282,400	318,400	340,400	381,400	407,500
75	238,300	282,900	319,000	340,900	382,000	407,800
76	239,000	283,700	319,600	341,500	382,600	408,000
77	239,600	284,500	320,200	342,000	383,100	408,200
78	240,200	285,100	320,700	342,500	383,600	408,500
79	240,800	285,700	321,200	343,000	384,100	408,800
80	241,400	286,300	321,700	343,400	384,600	409,000
81	241,700	287,000	322,300	343,700	384,900	409,200
82	242,100	287,500	322,800	344,000	385,400	
83	242,500	287,900	323,200	344,400	385,800	
84	242,900	288,300	323,700	344,700	386,200	
85	243,300	288,500	324,200	345,200	386,600	
86		288,700	324,600	345,500	387,000	
87		288,900	324,800	345,800	387,400	
88		289,100	325,200	346,100	387,800	
89		289,500	325,600	346,500	388,100	
90		289,700	326,000	346,800	388,500	
91		289,900	326,400	347,200	388,900	
92		290,100	326,800	347,500	389,200	

	93		290,500	327,100	347,900	389,500	
	94		290,700	327,300	348,200	389,900	
	95		290,900	327,700	348,500	390,200	
	96		291,200	328,000	348,800	390,500	
	97		291,600	328,200	349,100	390,800	
	98		291,900	328,500	349,500	391,100	
	99		292,100	328,800	349,900	391,400	
	100		292,400	329,100	350,300	391,700	
	101		292,700	329,300	350,800	392,000	
	102		292,900	329,600	351,200		
	103		293,100	330,000	351,600		
	104		293,400	330,200	352,000		
	105		293,700	330,300	352,500		
	106			330,600			
	107			331,000			
	108			331,200			
	109			331,400			
	110			331,800			
	111			332,200			
	112			332,600			
	113			332,800			
再任用職員		187,900	214,500	242,700	256,100	281,300	322,000

備考 この表は、警察本部等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	160,100	187,600	236,000	258,900	284,100	328,800
	2	161,500	189,700	237,800	259,900	285,900	330,900
	3	163,000	191,800	239,600	260,800	287,700	333,000
	4	164,400	193,800	241,400	261,900	289,600	335,200
	5	165,900	195,900	242,800	262,700	291,400	337,300
	6	167,400	198,200	244,100	263,700	293,200	339,400
	7	168,900	200,500	245,300	264,500	295,100	341,600
	8	170,400	202,800	246,600	265,500	296,900	343,700
	9	171,700	205,200	247,700	266,600	298,800	345,300
	10	173,400	206,600	248,800	267,400	300,700	347,300
	11	175,000	208,000	249,700	268,500	302,500	349,200
	12	176,600	209,400	250,600	269,700	304,400	351,200
	13	178,100	210,800	251,900	271,000	306,100	353,200
	14	180,100	212,300	253,000	272,300	307,700	355,300
	15	182,100	213,800	253,800	273,500	309,500	357,400
	16	184,100	215,000	254,800	275,000	311,300	359,400
	17	186,300	216,400	255,600	276,300	313,100	361,400
	18	188,400	217,900	256,500	277,700	314,700	363,400
	19	190,500	219,400	257,500	278,900	316,400	365,500
	20	192,600	220,900	258,400	280,300	318,100	367,600
	21	194,700	222,300	259,300	281,900	319,600	369,300
	22	196,900	224,000	260,300	283,500	321,100	371,400
	23	199,100	225,700	261,200	285,000	322,700	373,500
	24	201,300	227,400	262,200	286,400	324,200	375,500
	25	203,300	228,800	263,400	287,700	325,800	377,500
	26	204,600	230,500	264,700	289,500	327,200	379,100
	27	205,900	232,200	265,900	291,300	328,700	381,000
	28	207,200	233,900	267,200	293,000	330,300	382,900
	29	208,400	235,500	268,400	294,600	331,600	384,700
	30	209,600	236,900	269,900	296,200	333,100	386,400
	31	210,900	238,200	271,500	297,800	334,500	388,300
	32	212,100	239,300	272,900	299,500	336,000	390,100
	33	213,400	240,600	274,500	300,900	337,600	391,800
	34	214,700	241,700	276,000	302,400	339,100	393,500
	35	216,000	242,600	277,300	304,000	340,700	395,300
	36	217,300	243,700	278,600	305,600	342,200	397,000
	37	218,700	244,800	280,200	307,100	343,900	398,600
	38	220,100	245,900	281,600	308,500	345,500	400,300
	39	221,400	246,800	283,100	310,000	347,000	402,100
	40	222,800	247,900	284,500	311,600	348,600	403,900
	41	223,800	248,600	286,100	313,200	349,800	405,400
	42	225,200	249,500	287,600	314,600	351,300	406,900
	43	226,600	250,400	289,100	316,000	352,800	408,400
	44	228,000	251,300	290,700	317,500	354,200	409,700

	45	229,200	252,100	292,000	318,500	355,800	410,800
	46	230,600	253,100	293,400	319,900	356,800	411,900
	47	231,900	254,000	294,900	321,300	358,300	413,000
	48	233,200	255,000	296,400	322,800	359,600	414,200
	49	234,300	256,000	297,700	323,900	361,000	415,500
	50	235,400	257,200	299,000	325,300	362,400	416,600
	51	236,400	258,400	300,300	326,600	363,700	417,800
	52	237,500	259,600	301,700	327,900	365,100	418,900
	53	238,600	260,700	303,200	329,300	366,600	420,100
	54	239,700	262,200	304,500	330,700	367,800	421,100
	55	240,700	263,600	305,900	332,100	368,900	422,200
	56	241,700	265,000	307,300	333,400	370,100	423,300
	57	242,600	266,600	308,300	334,300	371,200	424,400
	58	243,600	268,200	309,500	335,600	372,100	424,900
	59	244,300	269,700	310,700	336,800	373,100	425,500
	60	245,300	271,200	312,100	338,100	374,100	425,900
	61	246,200	272,600	313,200	339,200	374,700	426,500
	62	247,200	274,100	314,500	340,100	375,500	427,000
	63	248,000	275,600	315,800	341,300	376,300	427,400
	64	249,000	276,900	317,000	342,600	377,100	427,900
	65	249,900	278,500	318,300	343,700	377,800	428,500
	66	250,900	280,000	319,600	344,900	378,500	428,900
	67	252,000	281,500	320,900	346,100	379,300	429,200
	68	252,900	283,000	322,200	347,200	380,000	429,500
	69	253,700	284,100	322,900	348,200	380,600	429,900
	70	254,800	285,600	324,000	349,200	381,200	430,300
	71	255,900	287,100	325,100	350,300	381,900	430,600
	72	257,100	288,500	326,000	351,400	382,500	430,900
	73	258,500	289,700	327,300	352,200	383,200	431,200
	74	259,800	291,100	328,000	353,300	383,700	431,500
	75	261,100	292,400	329,100	354,400	384,300	431,800
	76	262,300	293,700	330,300	355,500	384,800	432,100
	77	263,300	295,200	331,400	356,200	385,200	432,400
	78	264,400	296,500	332,600	357,000	385,800	
	79	265,700	297,700	333,700	357,800	386,300	
	80	266,900	299,000	334,900	358,500	386,600	
	81	268,000	299,700	336,000	359,100	386,900	
	82	269,000	300,900	337,100	359,600	387,400	
	83	270,100	302,000	338,100	360,200	387,800	
	84	271,200	303,200	339,200	360,700	388,100	
	85	272,000	304,300	340,100	361,300	388,400	
	86	272,900	305,500	341,100	361,800	388,900	
	87	274,000	306,700	342,000	362,400	389,400	
	88	275,100	307,800	343,000	362,900	389,800	
	89	276,100	309,100	344,000	363,300	390,100	
	90	277,000	310,300	344,800	363,700	390,500	
	91	277,900	311,500	345,600	364,300	391,000	
	92	278,900	312,700	346,400	364,800	391,400	

再任用職員以外の職員

93	279,900	313,500	347,000	365,100	391,800
94	280,900	314,200	347,600	365,600	392,200
95	281,800	314,900	348,300	366,000	392,600
96	282,800	315,500	348,900	366,300	393,000
97	283,600	316,200	349,300	366,900	393,300
98	284,400	316,500	349,700	367,400	393,700
99	285,000	317,100	350,200	367,900	394,100
100	285,900	317,800	350,600	368,400	394,400
101	286,700	318,200	351,100	369,000	394,700
102	287,500	318,800	351,500	369,500	395,100
103	288,300	319,400	352,000	370,000	395,400
104	289,100	320,000	352,400	370,400	395,700
105	289,800	320,400	352,700	371,000	396,000
106	290,300	320,900	353,200	371,500	396,300
107	290,800	321,400	353,600	372,000	396,600
108	291,300	321,900	353,900	372,500	396,900
109	291,500	322,300	354,400	373,100	397,200
110	291,800	322,700	354,900	373,500	
111	292,000	323,000	355,400	374,000	
112	292,400	323,300	355,900	374,500	
113	292,700	323,700	356,400	375,100	
114	292,900	324,100	356,900	375,600	
115	293,300	324,500	357,400	376,100	
116	293,600	324,800	357,800	376,500	
117	293,900	325,000	358,200	376,900	
118	294,200	325,300	358,600	377,300	
119	294,500	325,700	359,100	377,700	
120	294,900	325,900	359,600	378,100	
121	295,200	326,100	360,000	378,500	
122	295,600	326,400	360,500		
123	295,900	326,700	361,000		
124	296,300	327,000	361,500		
125	296,500	327,200	361,800		
126	296,700	327,500			
127	297,000	327,900			
128	297,400	328,100			
129	297,600	328,200			
130	297,900	328,500			
131	298,300	328,900			
132	298,700	329,100			
133	298,900	329,400			
134	299,200	329,800			
135	299,600	330,200			
136	299,900	330,600			
137	300,100	330,900			
138	300,400	331,300			
139	300,800	331,700			
140	301,100	332,100			

141	301,300	332,400				
142	301,700	332,800				
143	302,100	333,100				
144	302,400	333,500				
145	302,500	333,800				
146	302,800	334,200				
147	303,100	334,600				
148	303,500	335,000				
149	303,700	335,300				
150	303,900	335,700				
151	304,200	336,100				
152	304,500	336,500				
153	304,900	336,800				
154	305,100					
155	305,300					
156	305,600					
157	305,900					
158	306,200					
159	306,500					
160	306,800					
161	307,200					
162	307,500					
163	307,800					
164	308,100					
165	308,500					
166	308,800					
167	309,100					
168	309,400					
169	309,800					
再任用職員	234,300	254,600	261,800	272,000	288,300	325,400

備考 この表は、警察本部等に勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第 4 (第 6 条関係) 研究職給料表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	141,700	191,400	278,000	329,500	387,700
	2	142,800	194,000	280,400	331,700	390,600
	3	144,000	196,400	282,800	333,900	393,300
	4	145,100	198,800	285,200	335,900	396,100
	5	146,200	201,300	287,500	337,800	398,300
	6	147,500	203,600	289,700	339,900	401,000
	7	148,800	205,900	291,700	342,000	403,700
	8	150,100	208,100	293,700	344,000	406,400
	9	151,200	210,200	295,900	345,900	409,000
	10	152,900	212,500	298,500	347,900	411,600
	11	154,500	215,000	301,100	350,000	414,300
	12	156,100	217,300	303,900	352,000	417,100
	13	157,600	219,500	306,100	354,000	419,700
	14	159,500	221,900	308,700	355,900	422,400
	15	161,400	224,300	311,200	357,700	425,200
	16	163,400	226,700	314,000	359,600	427,900
	17	165,200	229,000	316,600	361,500	430,400
	18	167,400	231,800	318,800	363,400	433,000
	19	169,600	234,700	321,000	365,300	435,500
	20	171,700	237,600	323,100	367,300	438,100
	21	173,900	240,100	325,400	368,900	440,600
	22	176,300	242,800	327,400	370,900	443,200
	23	178,600	245,300	329,400	372,700	445,800
	24	180,900	248,000	331,400	374,600	448,300
	25	183,000	250,700	333,500	376,100	450,500
	26	185,200	253,100	335,400	377,800	452,800
	27	187,300	255,400	337,200	379,700	455,300
	28	189,400	257,600	339,100	381,600	457,800
	29	201,300	260,300	341,000	383,400	460,300
	30	203,600	262,500	342,700	385,300	462,800
	31	205,900	264,400	344,200	387,200	465,300
	32	208,100	266,500	345,900	389,100	467,800
	33	210,200	268,400	347,300	390,700	470,100
	34	212,500	270,400	348,700	392,500	472,500
	35	215,000	272,500	350,200	394,100	474,900
	36	217,300	274,400	351,700	395,900	477,400
	37	219,500	276,300	353,000	397,100	479,800
	38	221,900	277,800	354,400	398,600	482,300
	39	224,300	279,000	355,700	400,000	484,700
	40	226,700	280,500	357,100	401,400	487,200
	41	229,000	281,900	357,900	402,800	489,500
	42	231,800	282,900	359,000	404,100	491,700
	43	234,700	283,900	360,200	405,600	493,900
	44	237,600	284,900	361,300	407,200	496,100

再任 用職 員以 外の 職員	45	240,100	287,500	362,500	408,600	497,800
	46	242,800	289,700	363,700	409,800	499,300
	47	245,300	291,700	365,000	411,400	500,900
	48	248,000	293,700	366,100	413,000	502,400
	49	250,700	295,900	367,200	414,300	504,100
	50	253,100	298,500	368,500	415,700	505,500
	51	255,400	301,100	369,800	417,200	506,900
	52	257,600	303,900	371,100	418,600	508,400
	53	260,300	306,100	371,800	420,000	509,500
	54	262,500	308,700	372,800	421,400	510,700
	55	264,400	311,200	373,700	422,800	511,900
	56	266,500	314,000	374,700	424,200	513,100
	57	268,400	316,600	375,500	425,300	514,000
	58	270,400	318,800	376,300	426,600	515,000
	59	272,500	321,000	377,000	428,000	516,000
	60	274,400	323,100	377,700	429,300	517,000
	61	276,300	325,400	378,300	430,100	518,100
	62	277,800	327,400	379,000	431,000	519,000
	63	279,000	329,400	379,900	432,000	519,700
	64	280,500	331,400	380,800	432,900	520,400
	65	281,900	333,500	381,400	433,800	521,200
	66	282,900	335,400	382,200	434,600	522,000
	67	283,900	337,200	383,000	435,200	522,800
	68	284,900	339,100	383,800	436,000	523,600
69	285,600	341,000	384,400	436,400	524,300	
70	286,800	342,700	385,100	437,000	525,100	
71	288,000	344,200	385,800	437,500	525,900	
72	289,200	345,900	386,500	438,000	526,700	
73	290,600	347,300	387,200	438,500	527,400	
74	291,900	348,700	387,800	439,000		
75	293,000	350,200	388,400	439,500		
76	294,100	351,700	389,100	440,000		
77	295,300	353,000	389,800	440,400		
78	296,500	354,400	390,400	440,900		
79	297,800	355,700	391,000	441,300		
80	298,900	357,100	391,600	441,700		
81	300,000	357,900	392,200	442,100		
82	301,100	359,000	392,800	442,500		
83	302,300	360,200	393,400	442,900		
84	303,500	361,300	394,000	443,300		
85	304,400	362,500	394,500	443,600		
86	305,500	363,700	395,000	444,000		
87	306,600	365,000	395,500	444,300		
88	307,700	366,100	396,200	444,600		
89	308,700	367,200	396,600	444,900		
90	309,800	368,500				
91	310,800	369,800				
92	311,800	371,100				

	93	312,900	371,800			
	94	313,900	372,800			
	95	315,000	373,700			
	96	316,100	374,700			
	97	316,800	375,500			
	98	317,800	376,300			
	99	318,900	377,000			
	100	320,000	377,700			
	101	321,100	378,300			
	102	322,100	379,000			
	103	323,000	379,900			
	104	323,900	380,800			
	105	325,000	381,400			
	106	325,800	382,200			
	107	326,500	383,000			
	108	327,300	383,800			
	109	327,800	384,400			
	110	328,300	385,100			
	111	328,800	385,800			
	112	329,300	386,500			
	113	329,600	387,200			
	114	330,100	387,800			
	115	330,600	388,400			
	116	331,100	389,100			
	117	331,400	389,800			
	118	331,800	390,400			
	119	332,300	391,000			
	120	332,800	391,600			
	121	333,300	392,200			
再任用職員		216,700	257,900	282,700	325,100	383,600

備考 この表は、試験研究機関（警察本部の研究所等をいう。以下同じ。）に勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

附則

(施行期日等)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十一条及び第十二条の改正規定、付則に第三十三項を加える改正規定並びに附則第四条及び第五条の規定は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 この条例(第十一条及び第十二条の改正規定並びに付則に第三十三項を加える改正規定を除く。附則第三条において同じ。)による改正後の福岡県警察職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)の規定、附則第六条の規定による改正後の福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十五年福岡県条例第二十五号。以下「平成二十五年改正条例」という。)の規定及び附則第七条の規定による改正後の福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十八年福岡県条例第二十八号。以下「平成二十八年改正条例」という。)の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。
(適用日前の異動者の号給の調整)

第二条 平成二十八年四月一日(以下「適用日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

第三条 この条例による改正後の給与条例、附則第六条の規定による改正後の平成二十五年改正条例又は附則第七条の規定による改正後の平成二十八年改正条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の給与条例、附則第六条の規定による改正前の平成二十五年改正条例又は附則第七条の規定による改正前の平成二十八年改正条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれこの条例による改正後の給与条例、附則第六条の規定による改正後の平成二十八年改正条例の規定による給与の内払とみなす。

(平成三十二年三月三十一日までの間における扶養手当に関する特例)

第四条 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、この条例によ

る改正後の給与条例(以下「改正後の給与条例」という。)(第十一条第一項ただし書及び第十二条第三項第三号から第六号までの規定は適用せず、改正後の給与条例第十一条第三項及び第十二条の規定の適用については、同項中「扶養親族である配偶者、父母等については一人につき六千五百円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員(以下「行七級職員等」という。))にあつては、三千五百円)、前項第二号に該当する扶養親族(以下「扶養親族である子」という。))については一人につき一万円」とあるのは「前項第一号に該当する扶養親族(以下「扶養親族である配偶者」という。))については一人につき八千円(職員に配偶者が不在場合にあつては、そのうち一人については一万円)、同項第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族である父母等」という。))については一人につき六千五百円(職員に配偶者及び扶養親族である子がない場合にあつては、そのうち一人については九千円)」と、同条第一項中「扶養親族(行八級以上相当職員にあつては、扶養親族である子に限る。))がある場合、行八級以上相当職員から行八級以上相当職員以外の職員となつた職員に扶養親族である配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第一号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。)」と、同項第一号中「場合(行八級以上相当職員に扶養親族である配偶者、父母等としての要件を具備するに至つた者がある場合を除く。)」とあるのは「場合」と、同項中「二 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合(扶養親族である子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、満二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合)を当職員に扶養親族である配偶者、父母等としての要件を欠くに至つた者がある場合を除く。」とあるのは 三 扶養親族である子又は扶養親族である父母等がある職員 四 扶養親族である子又は扶養親族である父母等がある職員 養親族である子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、満二十

が配偶者のない職員となつた場合（前号に該当する場合を除く。）
が配偶者を有するに至つた場合（第一号に該当する場合を除く。）
二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族としての要件を欠

くに至つた場合を除く。）

と、同条第二項中「扶養親族（行八級以上相当職員にあ

つては、扶養親族である子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行八級以上相当職員から行八級以上相当職員以外の職員となつた職員に扶養親族である配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族である子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行八級以上相当職員以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行八級以上相当職員以外の職員から行八級以上相当職員となつた職員に扶養親族である配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行八級以上相当職員となつた日」とあるのは「第一号、第二号若しくは第七号」と、「において、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第一項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族である子で第一項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族である配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族である子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族である父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族である配偶者又は扶養親族である子を有するに至つた場合の当該扶養親族である父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）」、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である子で第一項の規定による届出に係るものが

ある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族である子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族である父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第二号中「扶養親族（行八級以上相当職員にあつては、扶養親族である子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

2 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間は、改正後の給与条例第十一条第一項ただし書及び第十二条第三項第三号から第六号までの規定は適用せず、改正後の給与条例第十一条第三項及び第十二条の規定の適用については、同項中「扶養親族である配偶者、父母等」とあるのは「前項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行七級職員等」という。）にあつては、三千五百円）、前項第二号」とあるのは、「同項第二号」と、同条第一項中「扶養親族（行八級以上相当職員にあつては、扶養親族である子に限る。）がある場合、行八級以上相当職員から行八級以上相当職員以外の職員となつた職員に扶養親族である配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第一号中「場合（行八級以上相当職員に扶養親族である配偶者、父母等としての要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第二号中「場合及び行八級以上相当職員に扶養親族である配偶者、父母等としての要件を欠くに至つた者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第二項中「扶養親族（行八級以上相当職員にあつては、扶養親族である子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行八級以上相当職員から行八級以上相当職員以外の職員に扶養親族である配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族である子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行八級以上相当職員以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行八級以上相当職員以外の職員から行八級以上相当職員となつた職員に扶養親族である配偶者、父母等で

同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行八級以上相当職員となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第三項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号又は第七号」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、同項第二号中「扶養親族（行八級以上相当職員にあつては、扶養親族である子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

3 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間は、改正後の給与条例第十一条ただし書並びに第十二条第三項第三号及び第五号の規定は適用せず、改正後の給与条例第十一条第三項及び第十二条の規定の適用については、同項中「扶養親族である配偶者、父母等」とあるのは「前項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族である配偶者、父母等」という。）と、「が七級」とあるのは「が七級以上」と、「行七級職員等」とあるのは「行七級以上職員等」と、「前項第二号」とあるのは「同項第二号」と、同条第一項中「扶養親族（行八級以上相当職員にあつては、扶養親族である子に限る。）がある場合、行八級以上相当職員から行八級以上相当職員以外の職員となつた職員に扶養親族である配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第一号中「場合（行八級以上相当職員に扶養親族である配偶者、父母等としての要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第二号中「場合及び行八級以上相当職員に扶養親族である配偶者、父母等としての要件を欠くに至つた者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第二項中「扶養親族（行八級以上相当職員にあつては、扶養親族である子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行八級以上相当職員から行八級以上相当職員以外の職員となつた職員に扶養親族である配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族である子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行八級以上相当職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行八級以上相当職員以外の職員から行八級以上相当職員となつた職員に扶養親族である配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行八級以上相当職員となつた日」とあるのは

「死亡した日」と、同条第三項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号、第四号、第六号又は第七号」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、同項第二号中「扶養親族（行八級以上相当職員にあつては、扶養親族である子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第四号中「行七級職員等が行七級職員等及び行八級以上相当職員」とあるのは「行七級以上職員等が行七級以上職員等」と、同項第六号中「行七級職員等及び行八級以上相当職員」とあるのは「行七級以上職員等」と、「が行七級職員等」とあるのは「が行七級以上職員等」とする。

（切替日における異動者の給料月額の特例）

第五条 平成二十九年四月一日（以下「切替日」という。）の前日においてこの条例による改正前の給与条例別表第五ホ研究職給料表級別標準職務表四級の項第三号の適用を受けていた地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された職員のうち、切替日に職務の級を異にして異動し同表三級の項の適用を受けることとなる職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の給料月額は、切替日から平成三十年三月三十一日までの間は、改正後の給与条例別表第四の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち三級の項に掲げる額に、当該額と同表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち四級の項に掲げる額との差額の二分の一に相当する額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を加えた額とする。

（平成二十五年改正条例の一部改正）

第六条 平成二十五年改正条例の一部を次のように改正する。
附則別表研究職特例給料表を次のように改める。

附則別表（附則第 3 項、附則第 5 項関係）研究職特例給料表

職務の級	特 4 級
号 給	給料月額
	円
1	436,100
2	436,600
3	437,100
4	437,600
5	438,400
6	439,600
7	440,800
8	442,000
9	443,200
10	443,900
11	444,600
12	445,300
13	445,800
14	446,500
15	447,200
16	447,900
17	448,300
18	448,900
19	449,500
20	450,000
21	450,500
22	451,100
23	451,700
24	452,300
25	452,800
26	453,500
27	454,200
28	454,900
29	455,300
30	456,000
31	456,600
32	457,200
33	457,800
34	458,500
35	459,100
36	459,700
37	460,300
38	461,000
39	461,700
40	462,400
41	462,800
42	463,500
43	464,200
44	464,900

45	465,300
46	466,000
47	466,700
48	467,400
49	467,800
50	468,400
51	469,000
52	469,600
53	470,100
54	470,800
55	471,400
56	472,000
57	472,500
58	473,200
59	473,800
60	474,400
61	474,900
62	475,600
63	476,200
64	476,800
65	477,400
66	478,100
67	478,700
68	479,300
69	479,800
70	480,500
71	481,100
72	481,700
73	482,300
74	483,000
75	483,600
76	484,200
77	484,700
78	485,400
79	486,000
80	486,600
81	487,200
82	487,800
83	488,400
84	489,000
85	489,500
86	490,100
87	490,700
88	491,300
89	491,700
90	492,300
91	492,900
92	493,500

93	493,900
94	494,500
95	495,100
96	495,700
97	496,100
98	496,500
99	496,900
100	497,400
101	497,800
102	498,200
103	498,600
104	499,000
105	499,300
106	499,700
107	500,100
108	500,500
109	500,900
110	501,300
111	501,700
112	502,100
113	502,400
114	502,900
115	503,300
116	503,700
117	504,100
118	504,500
119	504,900
120	505,300
121	505,500
122	505,900
123	506,300
124	506,700
125	506,900
126	507,300
127	507,700
128	508,100
129	508,400

(平成二十八年改正条例の一部改正)

第七条 平成二十八年改正条例の一部を次のように改正する。

附則別表第四公安職特例給料表を次のように改める。

附則別表第 4 (附則第 6 条関係) 公安職特例給料表

職務の級	特 5 級
号 給	給料月額
	円
1	384,200
2	386,300
3	388,400
4	390,300
5	392,000
6	393,500
7	394,800
8	396,200
9	397,400
10	398,500
11	399,500
12	400,500
13	401,700
14	402,900
15	404,000
16	405,200
17	406,500
18	407,300
19	408,100
20	408,800
21	409,300
22	410,000
23	410,700
24	411,300
25	412,000
26	412,400
27	413,000
28	413,600
29	414,000
30	414,600
31	415,100
32	415,600
33	416,100
34	416,700
35	417,100
36	417,600
37	418,000
38	418,300
39	418,600
40	418,900
41	419,200
42	419,500
43	419,800
44	420,100

45	420,300
46	420,600
47	420,900
48	421,200
49	421,400
50	421,700
51	422,000
52	422,200
53	422,400
54	422,700
55	423,000
56	423,200
57	423,400
58	423,700
59	424,000
60	424,200
61	424,400
62	424,700
63	425,000
64	425,200
65	425,400

(人事委員会規則への委任)
第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 平成二十八年十二月二十七日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第五十九号

福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県警察関係手数料条例(平成十二年福岡県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項の表一の項中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「七、四〇〇円」を「七、〇五〇円」に改め、同表一の二の項中「又は中型自動車仮運転免許」を「、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許」に、「三、六五〇円」を「四、〇五〇円」に、「六、六五〇円」を「六、七〇〇円」に改め、同表二の項を次のように改める。

二 再試験手数料	(一) 準中型自動車免許に係る再試験	二、〇〇〇円(道路交通法第百条の二第二項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を福岡県公安委員会が提供する自動車を使用する場合は、四、六五〇円)
	(二) 普通自動車免許に係る再試験	一、九五〇円(道路交通法第百条の二第二項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を福岡県公安

委員会が提供する自動車を使用して受ける場合においては、二、八五〇円)

(三) 大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験	一、七五〇円(道路交通法第百条の二第二項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を福岡県公安委員会が提供する自動車を使用する場合は、三、三〇〇円)
(四) 原動機付自転車免許に係る再試験	一、〇五〇円

第十四条第二項の表八の項中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「二三、四五〇円」を「二三、一〇〇円」に改め、同表一〇の項中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「一四、九五〇円」を「一四、六〇〇円」に改め、同表一二の項中

(四) 道路交通法第百八条の二第二項の第四号に掲げる講習	1 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る講習	講習一時間について四、六五〇円
を	2 普通自動車免許に係る講習	講習一時間について二、四五〇円

(四) 道路交通法第百八条の二第二項の第四号に掲げる講習	1 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習(準中型自動車免許に係る講習にあつ	講習一時間について四、一〇〇円
------------------------------	---	-----------------

(一) 道路交 通法第百八 条の二第一 項第十号に 掲げる講習				(一) 道路交 通法第百八 条の二第一 項第十号に 掲げる講習				(一) 道路交 通法第百八 条の二第一 項第十号に 掲げる講習			
4 普通自動二 輪車免許に係 る講習	3 大型自動二 輪車免許に係 る講習	2 普通自動車 免許に係る講 習	1 準中型自動 車免許に係る 講習	4 原動機付自 転車免許に係 る講習	3 普通自動二 輪車免許に係 る講習	2 大型自動二 輪車免許に係 る講習	1 普通自動車 免許に係る講 習	3 普通自動車 免許に係る講 習	2 準中型自動 車免許に係る 講習(普通自 動車免許を受 けている者に 対するものを 除く。)	1 普通自動車 免許に係る講 習	2 準中型自動 車免許に係る 講習(普通自 動車免許を受 けている者に 対するものを 除く。)
講習一時間につ いて、五五〇円	講習一時間につ いて、七〇〇円	講習一時間につ いて、〇五〇円	講習一時間につ いて、一五〇円	講習一時間につ いて、四〇〇円	講習一時間につ いて、五五〇円	講習一時間につ いて、七〇〇円	講習一時間につ いて、〇五〇円	講習一時間につ いて、四五〇円	講習一時間につ いて、四〇〇円	講習一時間につ いて、四五〇円	講習一時間につ いて、四〇〇円
に、				を				に、			

(二) 道路交 通法第百八 条の二第一 項第十二号 に掲げる講 習		(二) 道路交 通法第百八 条の二第一 項第十二号 に掲げる講 習		(二) 道路交 通法第百八 条の二第一 項第十二号 に掲げる講 習	
2 小型特殊自 除く。)	1 小型特殊自 動車免許以外 の第一種運転 免許又は第二 種運転免許を 受けている者 に対する講習 (道路交通法 第九十七条の 二第一項第三 号イ、第一百 一条の四第二 項又は第一百 一条の七第四 項の規定によ り認知機能検 査の結果に基づ いて行うもの を	2 小型特殊自 動車免許のみ を受けている 者に対する講 習	1 小型特殊自 動車免許以外 の第一種運転 免許又は第二 種運転免許を 受けている者 に対する講習 (道路交通法 第九十七条の 二第一項第三 号イ、第一百 一条の四第二 項又は第一百 一条の七第四 項の規定によ り認知機能検 査の結果に基づ いて行うもの であつては、五、二 〇〇円)	5 原動機付自 転車免許に係 る講習	講習一時間につ いて、四〇〇円
四、六五〇円(当	四、六五〇円	二、二五〇円	五、六〇〇円(当	講習一時間につ いて、四〇〇円	
を					

<p>4 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（道路交通法第九十七条の二第一項第三号イ、第一項第四第二</p>	<p>3 小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（道路交通法第九十七条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）</p>	<p>該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして道路交通法施行令第四十三条第一項の表講習手数料の項に規定する内閣府令で定める基準（以下「認知機能低下基準」という。）に該当するものにあつては、七、五〇〇円</p>
---	---	--

に改め、同表

<p>6 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（道路交通法第九十七条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）</p>	<p>5 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（道路交通法第九十七条の二第一項第三号イ又は第一項第四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）</p>	<p>項又は第一項の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。）</p>
--	--	---

一五の項中「五、六〇〇円」を「四、六五〇円」に改め、「第九十七条の二第一項第三号イ又は」を削り、「ある場合」を「あつて、当該結果が認知機能低下基準に該当するもの」に、「五、二〇〇円」を「七、五五〇円」に改め、同条第三項の表一の項から六の項までの規定中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改め、同表備考一中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動

車免許」に、「二、八〇〇円」を「二、四五〇円」に改め、同表備考二中「又は中型自動車免許」を、「中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改め、同条第四項の表一の項から六の項までの規定中「又は中型自動車免許」を、「中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改め、同表備考一中「又は中型自動車免許」を、「中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「二、八五〇円」を「二、五〇〇円」に改め、同表備考二中「又は中型自動車免許」を、「中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十九年三月十二日から施行する。

(経過措置)

2 道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第二百五十八号）附則第六条第一項各号のいずれかに該当する者（道路交通法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十号。以下「改正法」という。）附則第二条第二号に規定する限定が解除された者を除く。）に対するこの条例による改正後の福岡県警察関係手数料条例（以下「新条例」という。）第十四条第二項の規定の適用については、同項の表二の項中「二、〇〇〇円」とあるのは「一、九五〇円」と、「準中型自動車の」とあるのは「道路交通法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十号）による改正前の道路交通法の規定による普通自動車に相当する自動車の」と、「四、六五〇円」とあるのは「二、八五〇円」と、同項の表一二の項中「二、一五〇円」とあるのは「二、〇五〇円」とする。

3 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成二十八年内閣府令第四十九号）附則第十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる講習に係る講習手数料及び同項に規定する者に対する改正法による改正後の道路交通法第百八条の第二項の規定により行われる講習に係る特定任意高齢者講習手数料については、新条例第十四条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

筑豊自動車運転免許試験場技能試験コース使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月二十七日

福岡県条例第六十号

筑豊自動車運転免許試験場技能試験コース使用料条例の一部を改正する条例

例

筑豊自動車運転免許試験場技能試験コース使用料条例（平成二十七年福岡県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第三条の表中「中型自動車」の下に「準中型自動車」を加える。

附 則

この条例は、平成二十九年三月十二日から施行する。

福岡県知事 小川 洋